

The page is framed by a decorative border of various colorful floral and leaf patterns. In the top left, there are yellow and red flowers and green leaves. The top center features blue and red flowers. The top right has a large cluster of red flowers. The right side is decorated with blue and yellow flowers, a green leaf, and a pink flower. The bottom left shows pink and blue flowers. The bottom center has a green leaf and a pink flower. The bottom right features orange and red flowers and a green leaf.

名古屋市 男女平等参画 基本計画2025

計画期間：令和3年度～令和7年度

名古屋市

市民の誰もが性別にかかわらず、個性と能力を十分に 発揮できる「男女共同参画社会」をめざして

市民の誰もが、お互いの人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、21世紀における大変重要な課題です。

国においては、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、同法に基づき、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められております。また、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。

本市においても、平成14年に男女平等参画推進なごや条例が施行され、同条例に基づきこれまでも「名古屋市男女平等参画基本計画」を継続的に策定し、男女平等参画施策の着実な推進に努めてまいりました。しかしながら、性別に起因する多くの課題が依然として解消されず、また、女性の活躍も更に進める必要があることから、施策のさらなる推進を図るため、「名古屋市男女平等参画基本計画2020」の後継計画として、このたび、「名古屋市男女平等参画基本計画2025」を策定いたしました。この計画では、「性別にかかわる人権の尊重」をはじめとした5つの目標を掲げ、すべての市民が、性別にかかわらず、いきいきと活躍することにより、安心して豊かに暮らせる社会の実現を目指してまいります。

わが国は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、現在「新しい日常」に向けて大きな転換が求められています。誰一人取り残されることのないよう、すべての市民が性別にかかわらず、お互いを大切にして、雇用や家庭生活、地域生活において協力していかなければ、これからの社会の変革を進めることができません。

また、男女共同参画社会の実現は、行政だけの取組でなしえるものではなく、市民・事業者・団体等の皆様にも、それぞれの立場で主体的かつ積極的に取り組んでいただくとともに、本市としてもこれまで以上に皆様方と連携を強化した取組を重ね、この計画を着実に推進し、「性別にかかわらず、市民一人一人の個性が輝き、安心して希望を持って暮らせるまち・なごや」の実現に向けて取り組んでまいりますので、今後とも幅広い市民の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

目 次

I 基本計画の策定にあたって

1	策定の経緯	1
2	基本的な考え方	1
3	持続可能な開発目標（SDGs）との関係	2
4	法律等の国の動き	3
5	社会の状況等	4
6	名古屋市の現状と課題	5

II 基本計画の概要

1	基本計画の目標	19
2	基本計画の推進体制	20
3	基本計画の進行管理・評価	21
4	基本計画の全体像	22

III 目標ごとの方針と事業

基本計画の体系	24
目標 1 性別にかかわる人権の尊重	25
目標 2 男女平等参画推進のための意識変革	38
目標 3 方針決定過程への女性の参画拡大	44
目標 4 雇用等における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進	49
目標 5 家庭・地域における男女平等参画の促進	56

資料編

62

※「男女共同参画社会」と「男女平等参画」の表記について

男女共同参画社会 …… 男女共同参画社会基本法に定める、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のこと

男女平等参画 …… 男女平等参画推進なごや条例に定める、男女共同参画社会の実現のために女性と男性の平等とあらゆる分野への参画を推進すること

I 基本計画の策定にあたって

1 策定の経緯

名古屋市では、男女共同参画社会の実現をめざすため、平成7年3月に「男女共同参画プラン なごや」を策定し、その後も後継計画によりその推進を図ってきました。

平成28年3月に「名古屋市男女平等参画基本計画2020」（以下「基本計画2020」という。）を策定し、計画期間が令和2年度で満了することから、令和2年2月に、名古屋市男女平等参画審議会に対し、男女平等参画の推進に関する基本計画に位置づける、次期「男女平等参画基本計画」の策定に向けた基本的な方向性及び取り組むべき施策等について諮問し、令和2年11月に、同審議会から答申を受けました。また、令和元年度には、市民の男女平等に関する意識や生活実態などの経年変化を総合的にとらえ、新たな計画策定の基礎資料とするため、「第9回男女平等参画に関する基礎調査」（以下「基礎調査」という。）を実施しました。

この答申や基礎調査等を踏まえて、「名古屋市男女平等参画基本計画2025」（以下「基本計画2025」という。）を策定します。

2 基本的な考え方

（1）目的及び基本理念

基本計画2025は、男女共同参画社会基本法（平成11年施行。以下「基本法」という。）に掲げられている「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目的として、男女平等参画推進なごや条例（平成14年施行。以下「条例」という。）に掲げる基本理念にのっとり、男女平等参画に関する推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

男女平等参画推進なごや条例に定める6つの基本理念（概要）

- （1）女性と男性の人権を尊重すること
- （2）企業や自治会等すべての団体の方針の立案、決定に女性と男性が平等に参画すること
- （3）固定的な性別役割分担意識や制度・慣習等で、社会活動の多様な選択が妨げられないこと
- （4）女性と男性が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活での活動と職場や学校、地域等での活動が両立できること
- （5）女性と男性が、お互いの性を理解し、妊娠・出産等に関して当事者の意見が尊重され、生涯にわたって健康に生活できること
- （6）国際的な取組を理解し、協調を図ること

(2) 計画の位置づけ

- ・条例第8条において、定めなければならないと規定されている「基本計画」
- ・基本法第14条第3項において、定めるよう努めることと規定されている「市町村男女共同参画計画」
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項において、定めるよう努めることと規定されている「市町村推進計画」（目標3～5）

(3) 計画期間

令和3年度から令和7年度（5年間）

(4) 他の計画との関連

国では、令和7年度までを計画期間とする「第5次男女共同参画基本計画」が令和2年12月に策定され、また、愛知県でも、令和3年度から令和7年度を計画期間とする「あいち男女共同参画プラン2025」が策定されています。基本計画2025は、国や愛知県の内容を踏まえつつ、名古屋市の特性を反映したものです。

さらに、名古屋市の総合計画である「名古屋市総合計画2023」（令和5年度まで）や、以下の個別計画等との整合性を図りながら、男女平等参画を総合的かつ計画的に推進するための施策としてまとめたものです。

- ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」
(令和 3～ 7年度)
- ・「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」
(令和 2～ 6年度)
- ・「なごや人権施策基本方針」
(令和元年度策定)
- ・「第4期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画」
(令和 2～ 6年度)
- ・「名古屋市産業振興ビジョン2020」
(平成28～令和2年度、改訂予定)
- ・「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 はつらつ長寿プランなごや2023」
(令和 3～ 5年度)
- ・「名古屋市障害者基本計画（第4次）」
(令和元～ 5年度)
- ・「名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
(平成27～令和 5年度)

3 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

平成27年9月に国連サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

SDGsでは、令和12年までの世界共通の目標として、健康や教育、経済成長に関するものなど、多岐にわたる17の持続可能な開発目標と169のターゲットが設定され、地球上の誰一人として取り残さない（no one will be left behind）ことを誓っています。

また、SDGsにおいて、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。

基本計画2025においては、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとするSDGsの

目標の達成に向けて、男女平等参画・女性活躍を推進していきます。

■SDGsの17の目標



4 法律等の国の動き

国では、基本法において、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会、すなわち「男女共同参画社会」を実現することが、21世紀のわが国社会が持続的に発展し、人々が豊かに暮らしていくための最重要課題と位置づけました。

基本法に基づき、「男女共同参画基本計画（第1次）」が平成12年に初めて策定されて以降、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

近年、女性活躍に向けた動きが広がり、社会全体が変わり始めている状況にあり、平成27年9月には、女性の採用、登用、能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける等の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立しました。

令和2年12月に策定の「第5次男女共同参画基本計画」では、効果的な計画の推進を図るため、4つの政策領域「Ⅰあらゆる分野における女性の参画拡大」、「Ⅱ安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「Ⅳ推進体制の整備・強化」が示されています。

その他、平成29年以降の関連する主な法律等の動きは次のとおりです。

➤育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

平成29年に改正法が施行され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置を講じることが事業主へ新たに義務付けました。また、規則等の改正により令和3年から子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得できるようになりました。

➤雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

平成29年に改正法が施行され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置を講じることが事業主へ新たに義務付けました。

➤働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律

令和元年から順次施行され、時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の確実な取得及び正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されるようになりました。

➤女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

令和2年に改正法が施行され、令和4年4月から一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。

➤労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

令和2年に改正法が施行され、事業主に対し、職場におけるパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられました。パワーハラスメントに該当すると考えられる例として、労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露することも挙げられています。

➤配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

令和2年に改正法が施行され、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力被害者の保護対策の強化を図るため、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

5 社会の状況等

名古屋市の人口は令和2年10月1日現在で2,328,138人となっており、増加傾向が続いていますが、これは他市町村からの転入などの社会増加によるものであり、自然増減では、平成25年度より死亡者数が出生数を上回り、人口が自然減少しています。

さらに、14歳以下の人口の割合は平成12年の14.0%から令和2年には12.2%と減っている一方で、65歳以上の人口の割合は平成12年の15.6%から令和2年には25.1%と増えており、少子化・高齢化が進むことで、生産年齢人口（15～64歳人口）が減少傾向にあります。

全国においては、1世帯当たりの人員は高齢世帯や単身世帯の増加などにより平成12年の2.42人から、令和2年には2.06人へと減っています。このほか、世帯構造別構成割合では、令和元年の国民生活基礎調査において全国では「単独世帯」が28.8%と最も多く、次いで「夫婦と未婚の子のみの世帯」が28.4%となっており、平成27年度の国勢調査の名古屋市での結果においても「単独世帯」が42.2%と最も多く、次いで「夫婦と子ども世帯」が25.0%となっています。

また、国の労働力調査によると、全国の共働き世帯数は令和元年に1,245万世帯に対して、男性雇用者と無業の妻からなる世帯数は582万世帯であり、平成11年以来、この差は拡大傾向にあります。

こうした状況に加え、最近では頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症の流行により、今後の大規模災害発生時における対応がより懸念されることや、IoT¹・AI²・ロボットなどの先端技術の進展が社会生活や産業に普及しつつあるなどの変化が見られます。

このような社会情勢においては、性別にかかわらず働きたい誰もが働き、働き続けられる職場環境があり、育児、介護その他の家庭生活や地域生活などあらゆる分野において活躍できるようになることはますます重要になってきています。

¹ IoT : Internet of Things の略。モノのインターネット。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

² AI : Artificial Intelligence の略。人工知能。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。

6 名古屋市の現状と課題

(1) 性別にかかわる人権侵害の状況

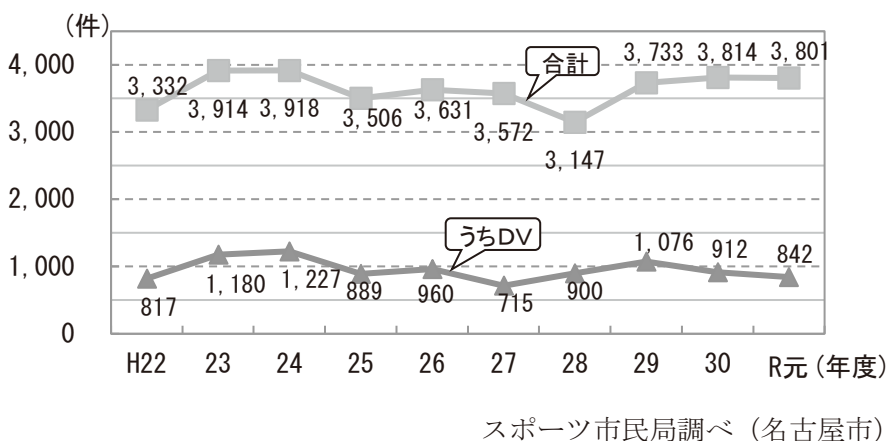
相談事業の状況

男女平等参画推進センターにおいて、「女性のための総合相談」を実施し、女性の人権を守る立場から、女性がさまざまな場面で直面する問題の解決に向けた取組をすすめています。

また、配偶者からの暴力³（Domestic Violence。以下「DV」という。）被害者への支援の取組として、配偶者暴力相談支援センターと各区の社会福祉事務所において女性福祉相談を実施しています。

平成22年度から開始した「名古屋市男性相談」においては、一定の相談ニーズがあり、男性も夫婦や家族等に悩み、生きづらさを感じている実態が見えてきたことから、男性に対する支援の拡充についても課題となっています。

【図表 1】女性のための総合相談件数

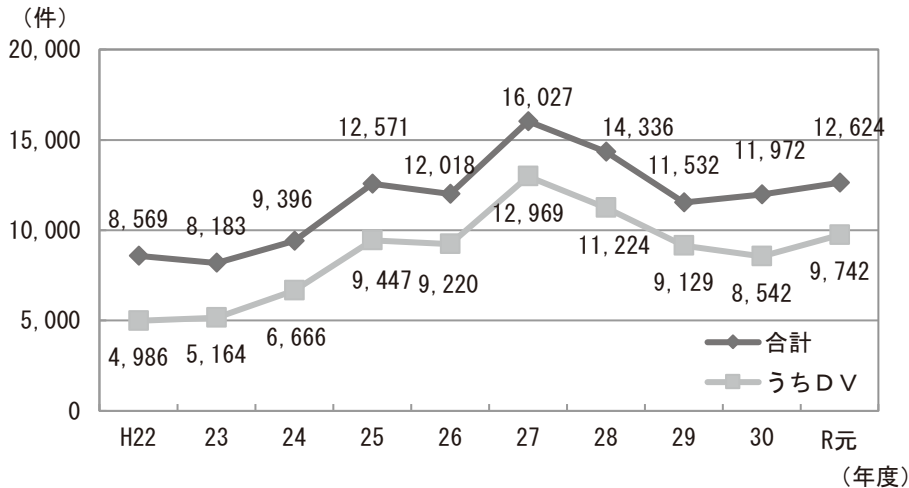


女性のための総合相談件数は、3,800件前後で推移しています。

※相談件数は個別相談（電話・面接・専門）の件数

³ 配偶者からの暴力：配偶者（女性・男性を問わない。事実婚も元配偶者、生活の本拠をともにする交際相手を含む。）からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含まれる。

【図表 2】女性福祉相談件数（配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所等）

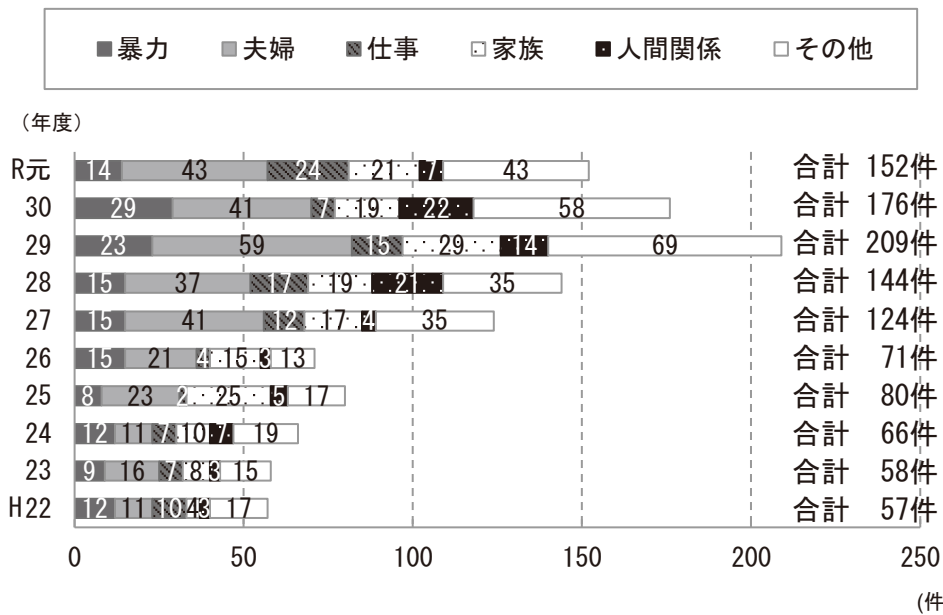


女性福祉相談件数は平成 27 年を頂点として減少しましたが、近年再び増加傾向にあります。

※相談件数には、男性からの DV 相談件数を含む。

子ども青少年局調べ（名古屋市）

【図表 3】名古屋市男性相談件数



男性相談件数は、この 5 年間 100 件を超えています。

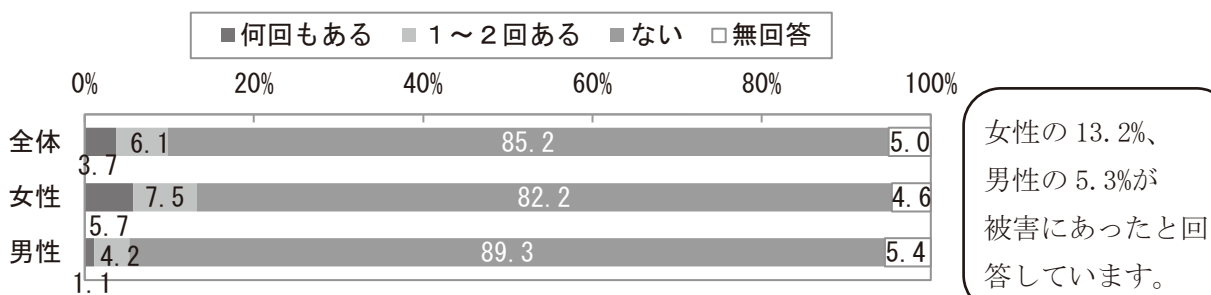
スポーツ市民局調べ（名古屋市）

配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等の被害経験

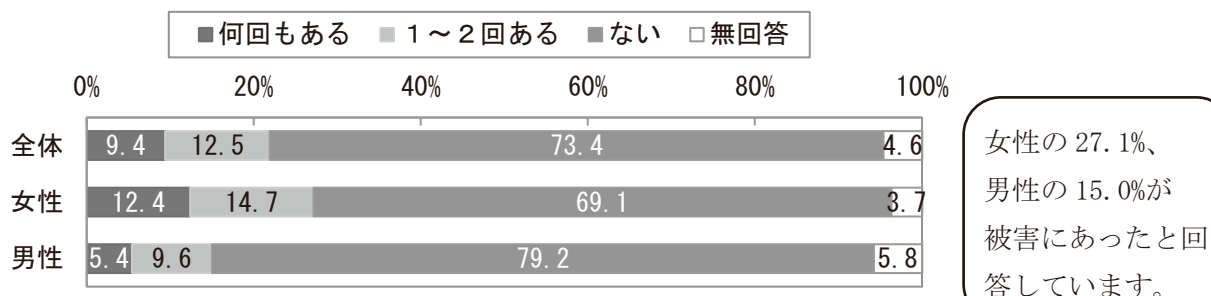
令和元年度の基礎調査では、配偶者や交際相手から、殴られたり、けられたりしたという身体的暴力について、女性は13.2%、男性は5.3%の被害経験があると回答しました。また、バカなどと傷つく呼び方をされたという精神的暴力については、女性は約4人に1人（27.1%）、男性では約7人に1人（15.0%）が被害にあったと回答しています。加えて、セクシュアル・ハラスメントについて、性的な言葉や態度などによって、不快な思いをしたと答えた女性が約3人に1人（38.3%）、男性は約6人に1人（16.4%）いるなど、性別にかかわる人権問題は依然多く発生しています。

【図表4】人権にかかわる被害経験（名古屋市）

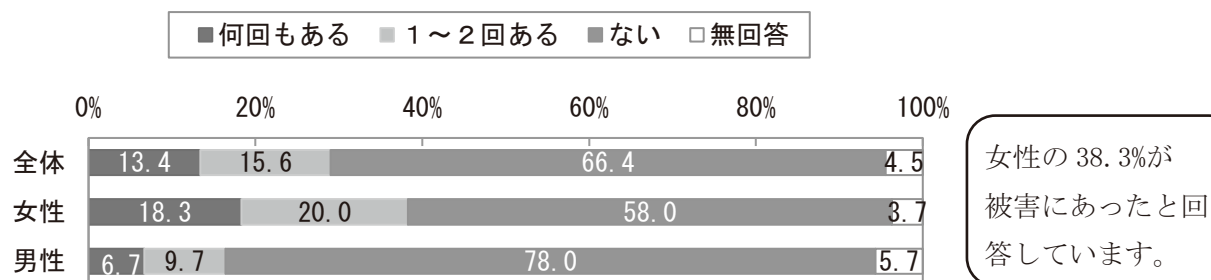
●配偶者や交際相手から殴られたり、けられたりしたこと（身体的暴力）



●配偶者や交際相手からバカなどと、傷つく呼び方をされたこと（精神的暴力）



●職場や学校などで性的な内容の言葉をかけられるなど不快な思いをしたこと（セクシュアル・ハラスメント）



令和元年度 男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)⁴の状況

性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の方の悩みごとや困りごととして、周囲の偏見や差別が多く挙げられています。

【図表5】性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の方の悩みや困りごと（名古屋市）

(%)

家族の理解がなく、偏見や差別があると感じる	28.9
テレビや新聞、雑誌、コミック、インターネットなどで、偏見や差別があると感じる	27.6
友人や職場、学校の理解がなく、偏見や差別があると感じる	26.3
周りに相談できる人がいない	22.4
悩みや困りごとはない	21.1
いじめやハラスメントを受けている(受けたことがある)	17.1
更衣室やトイレ、制服など男女で区別されているものに対する抵抗がある	17.1
医療的措置に要する費用負担が大きい	10.5
適切な医療的措置を受けられる機関が地域に少ない	9.2
パートナーやその子どもが法的な親族ではないことを理由に、各種給付やサービス、住宅入居、病院での面会、相続などを拒否されたことがある	6.6
就職や転職等で不利に扱われたことがある	6.6
わからない	7.9
その他	7.9
無回答	18.4

平成30年度 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）など性別にかかわる市民意識調査
(名古屋市)

⁴ 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）：性的マイノリティ、性的少数派。性同一性障害者、同性愛者、両性愛者などが含まれる。

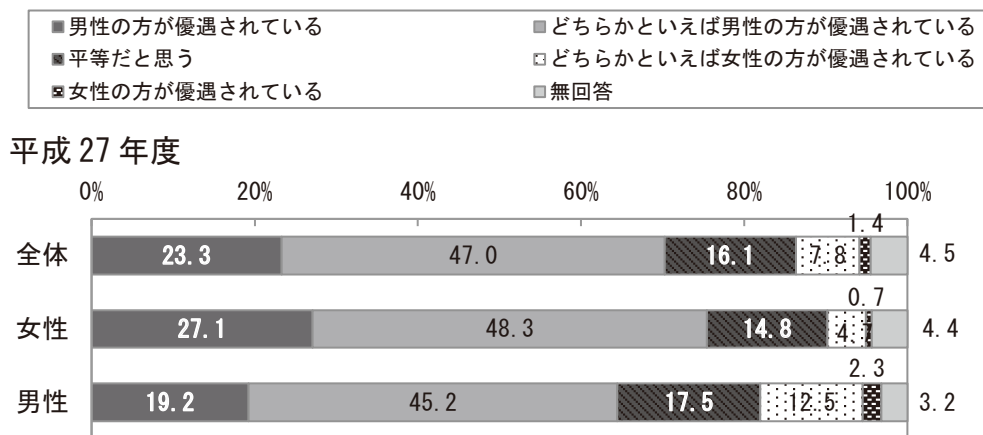
(2) 男女平等参画推進に関する市民の意識の状況

社会全体における男女の地位の平等感

令和2年度の名古屋市調査では、男女の地位の平等感について、社会全体として「平等」と感じる人の割合は19.2%で、平成27年度の16.1%からほぼ変化はありませんでした。この割合は、令和元年度に内閣府が実施した世論調査の21.2%と比べて2ポイント低くなっています。

【図表6】社会全体における男女の地位の平等感（名古屋市と全国）

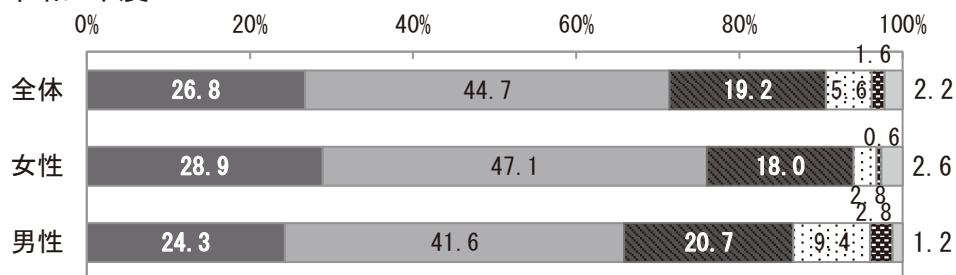
●名古屋市



平成27年度
「平等」と感じる
人の割合は16.1%

平成27年度 名古屋市総合計画2018成果指標に関するアンケート調査（名古屋市）

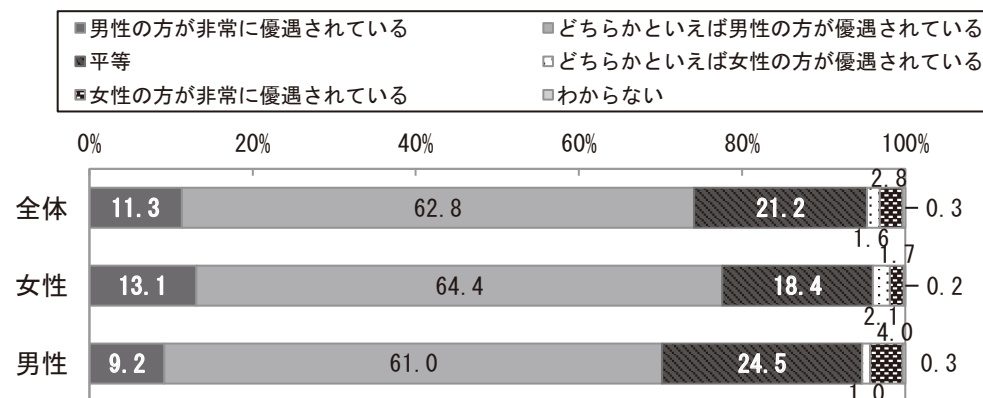
令和2年度



令和2年度
「平等」と考える
人の割合は19.2%

令和2年度 名古屋市総合計画2023成果指標に関するアンケート調査（名古屋市）

●全国



全国では、
「平等」と感じる
人の割合は21.2%

令和元年度 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

固定的な性別役割分担意識

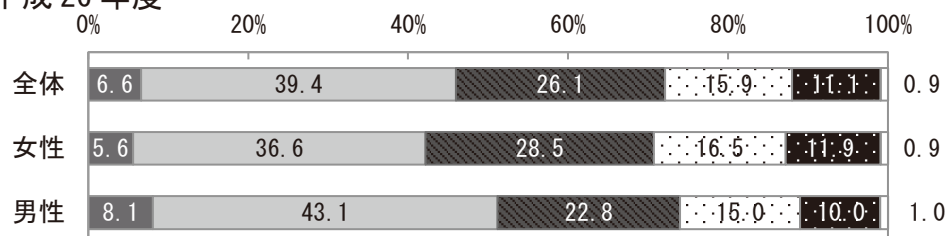
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担意識に賛成の人の割合は、平成26年度の基礎調査では賛成46.0%と反対42.0%でしたが、令和元年度の基礎調査では反対(51.1%)が賛成(34.4%)を上回り、意識の変化が見られます。ただし、内閣府が実施した世論調査の全国平均では賛成35.0%と反対59.8%であり、名古屋市は全国に比べると反対の人の割合が低く、性別役割分担意識がまだ残っていると考えられます。また、若年層になるほど固定的な性別役割分担意識が低い傾向があります。

【図表7】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する意見（名古屋市と全国）

●名古屋市

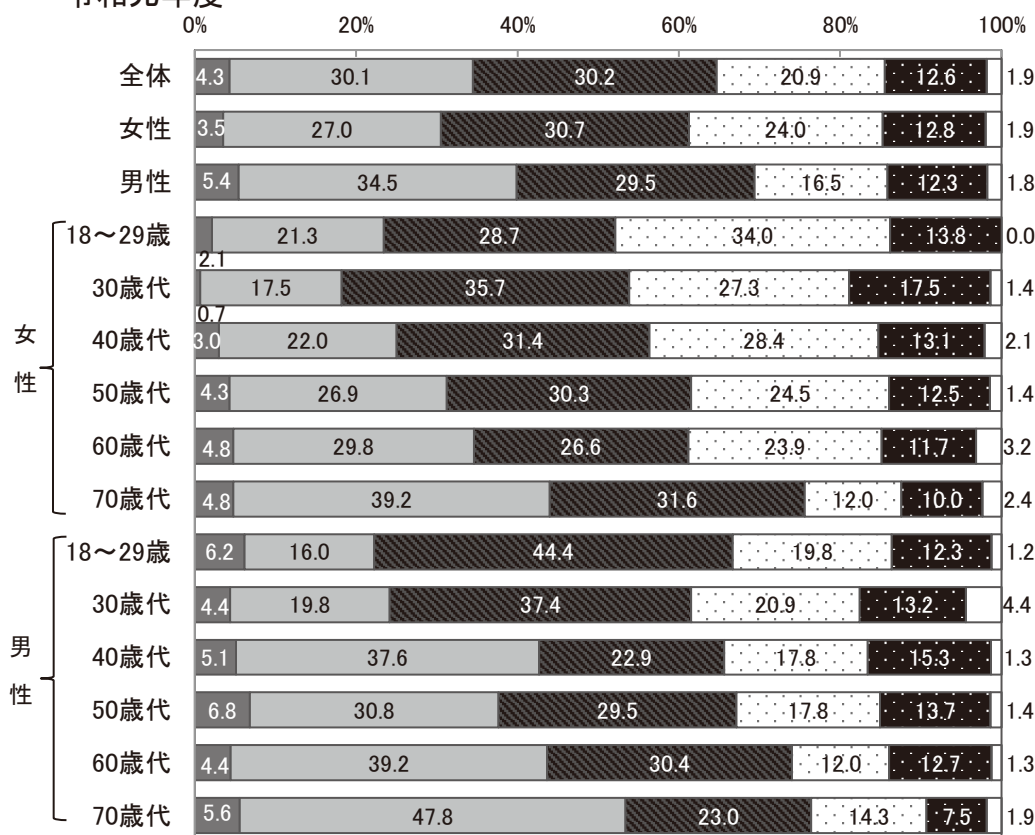
■賛成 ■どちらかと言えば賛成 ■どちらかと言えば反対 □反対 ■わからない □無回答

平成26年度



賛成 46.0%
反対 42.0%
差引 4.0%

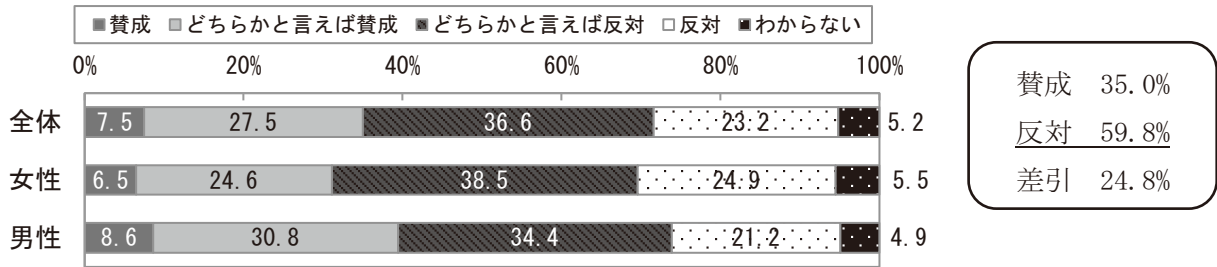
令和元年度



賛成 34.4%
反対 51.1%
差引 16.7%

男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

●全国



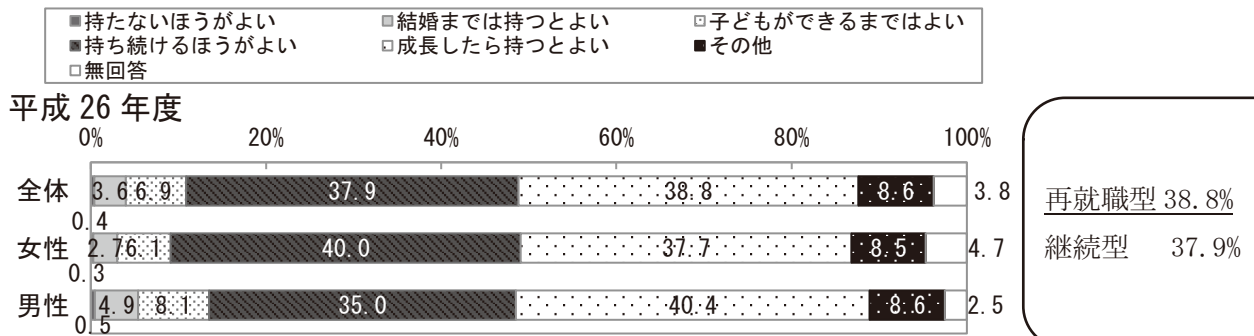
令和元年度 女性の活躍推進に関する世論調査（内閣府）

女性が職業を持つことについて

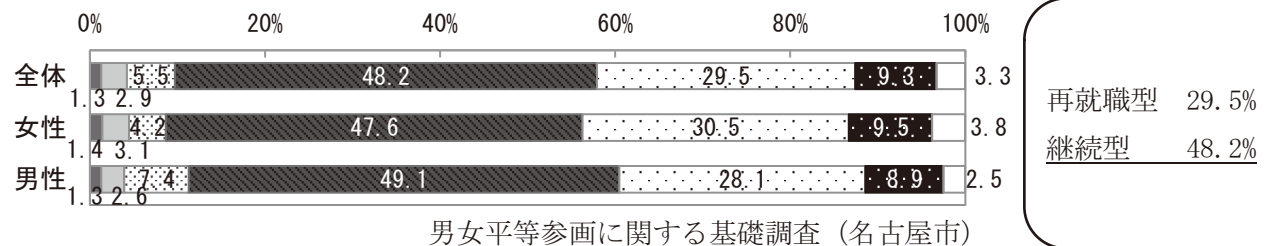
平成26年度の基礎調査では、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」（再就職型）と答えた人の割合が、全体で38.8%と最も多くなっていましたが、令和元年度は男女ともに「子どもができてずっと職業を続ける方がよい」（継続型）が最も多く、全体で48.2%となりました。

【図表8】女性が職業を持つことについての考え（名古屋市と全国）

●名古屋市

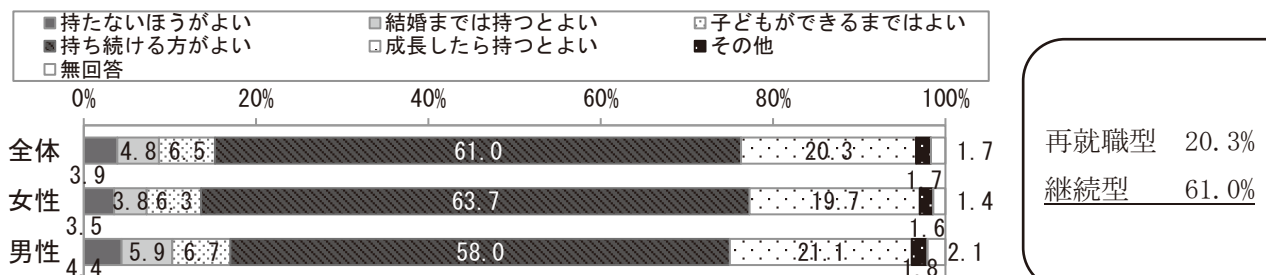


令和元年度



男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

●全国



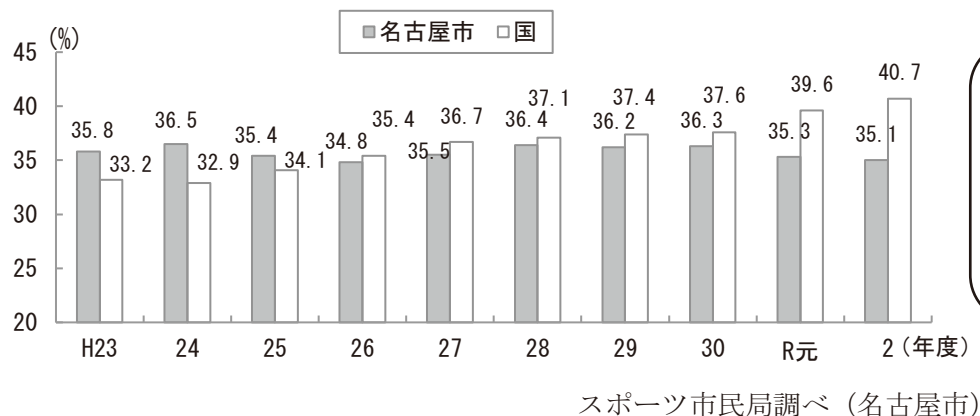
令和元年度 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

(3) 方針決定過程での女性の参画状況

審議会等への女性の登用

名古屋市審議会の女性委員の登用は、平成24年度の36.5%をピークに横ばい傾向が続いています。

【図表9】 審議会等への女性の登用状況の推移（名古屋市と国）

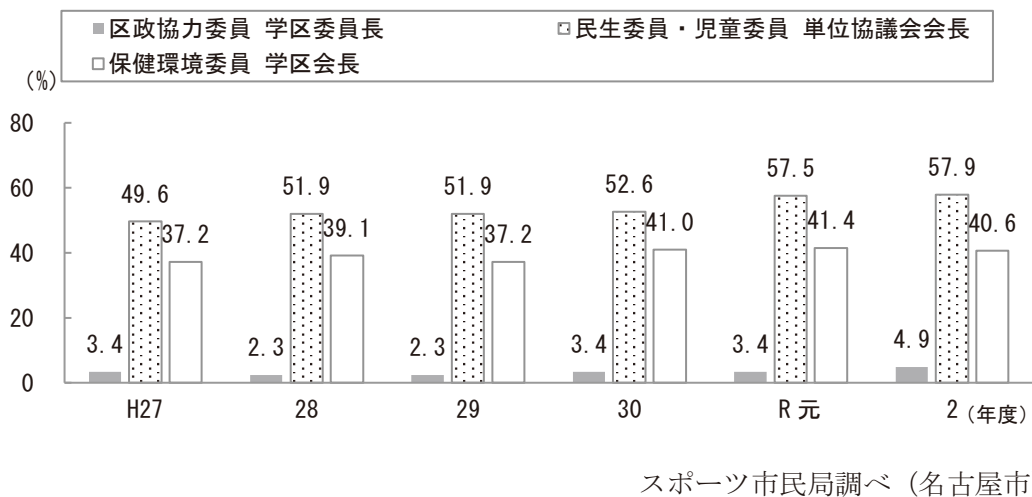


名古屋市が掲げている「40%以上 60%以下」という目標とは隔たりがあります。

地域活動における方針決定への女性の参画

地域活動における男女の参画の現状をみると、民生委員・児童委員、保健環境委員では役職者の女性比率が4割から6割程度となっている一方で、区政協力委員学区委員長は令和2年度時点で4.9%と依然として女性の割合は低い状況です。

【図表10】 地域活動の委員における役職者の女性比率（名古屋市）



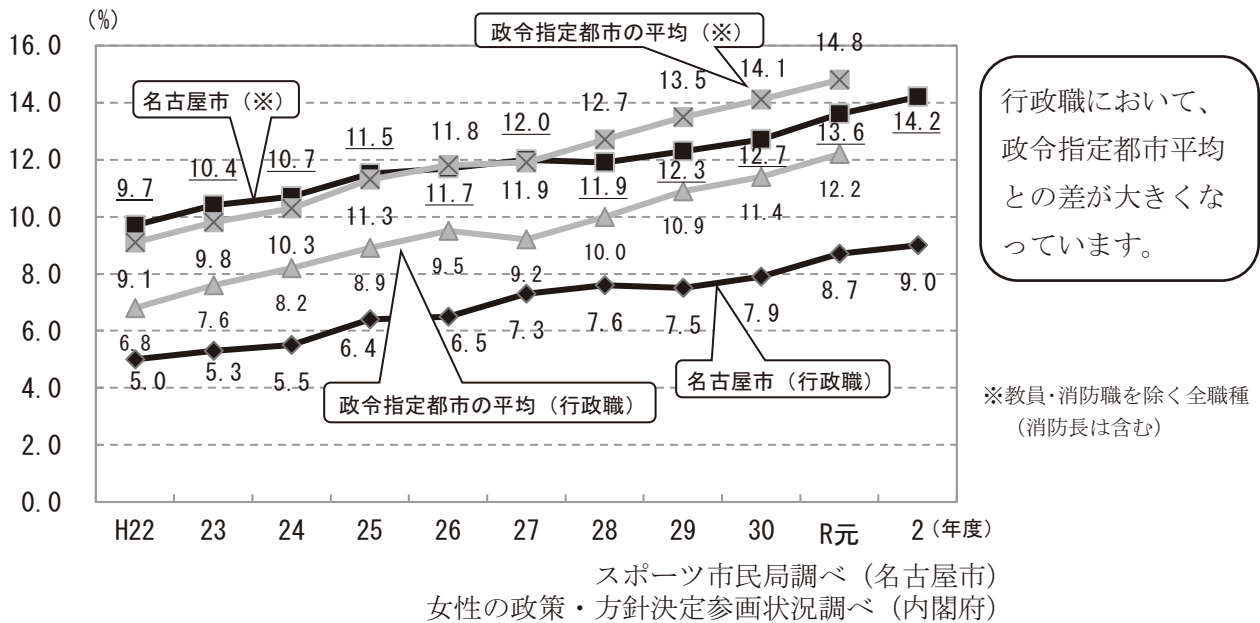
区政協力委員 学区委員長（女性比率 4.9%）は、女性の参画がほとんど進んでいません。

市職員における女性管理職

名古屋市の女性管理職員数（全職種）については、基本計画2020策定時の12.0%から、令和2年4月時点において14.2%と増加しました。

また、令和元年度の状況を政令指定都市の平均と比較すると低くなっており、さらなる取組が必要です。

【図表11】市職員における管理職女性比率（名古屋市と政令指定都市）

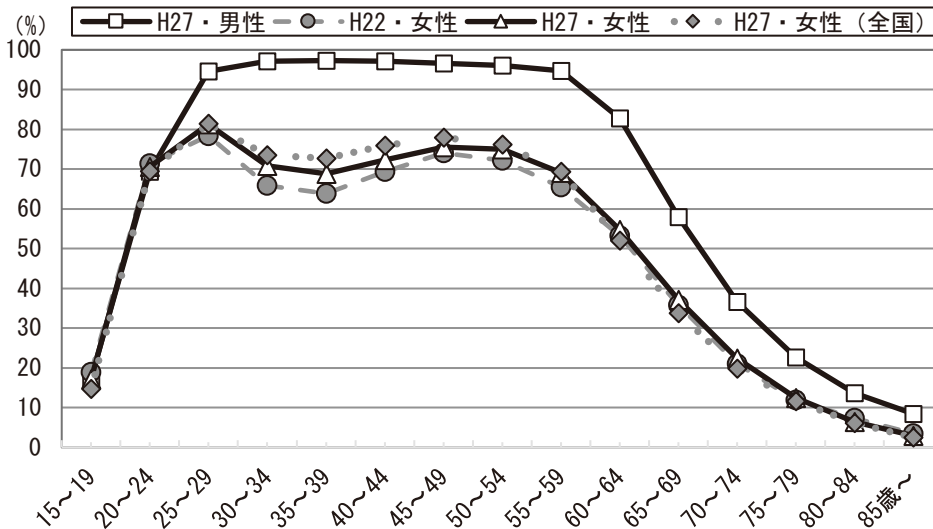


(4) 仕事に関する男女の状況

性別・年代別にみた労働力率

女性の労働力率は、出産、子育て期に低下するいわゆる「M字カーブ」となっていますが、M字の谷は徐々に小さくなっています。全国に比べるとやや谷が深い状況になっています。

【図表 12】男女別、年齢 5 歳階級別労働力率（名古屋市）



国勢調査(総務省)

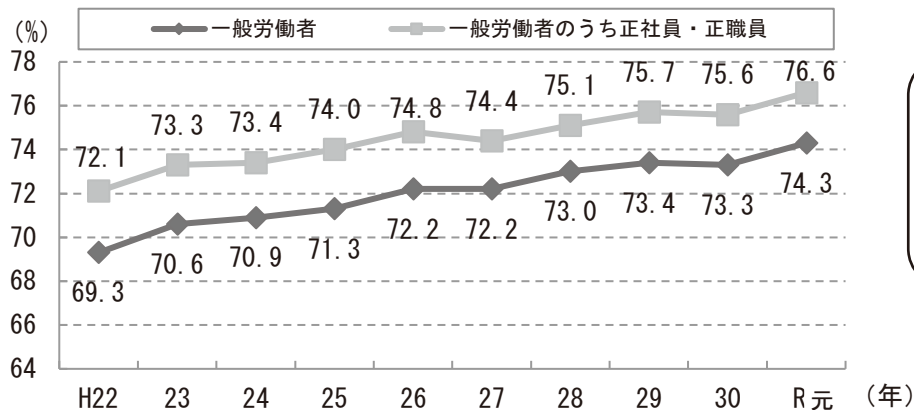
男性の労働力率は「台形型」であるのに対して、女性は「M字型」となっています。また、女性の「M字型」の谷は全国より深くなっています。

男女の賃金格差、就労状況

令和元年の国の賃金構造基本統計調査では、男女の賃金格差は大きく、男性一般労働者の給与水準を 100 とした場合、女性一般労働者は 74.3 に留まっている状況です。

また、平成 29 年の名古屋市の就業構造基本調査では、不安定な非正規労働についている割合が、男性の 20.4%に対して、女性は 55.8%と高くなっています。

【図表 13】男女間所定内給与格差の推移（男性の所定内給与＝100）（全国）



男性の給与水準を 100 とした場合、女性は 74.3 に留まっています。

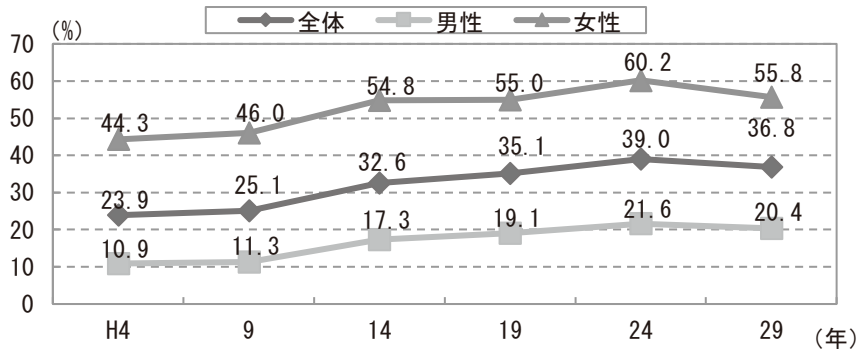
※「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。

※「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

※所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を 100 とした場合の女性の所定内給与額を算出している。

賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

【図表 14】男女別非正規就業者割合の推移（名古屋市）



不安定な非正規労働
についている割合
は、女性の方が高く
なっています。

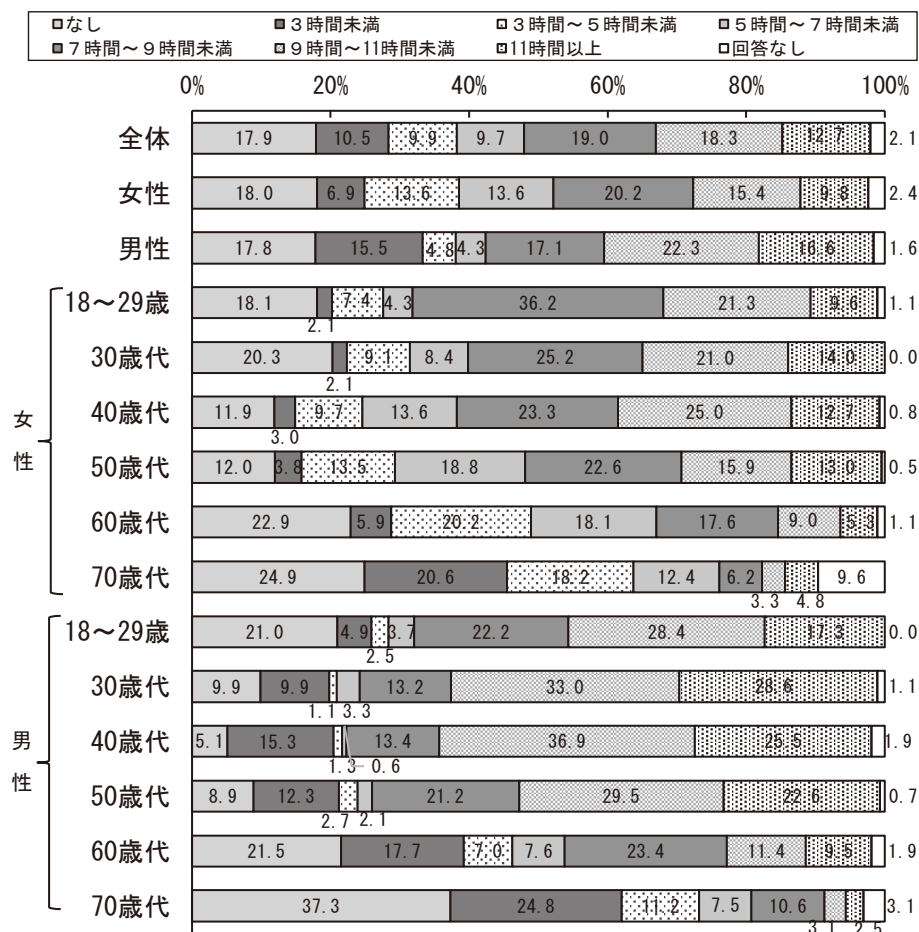
※非正規就業者割合は、「会社などの役員を除く雇用者のうち非正規の職員・従業員」／「会社などの役員を除く雇用者」×100。

就業構造基本調査 名古屋の就業構造（名古屋市）

1日の労働時間

令和元年度の基礎調査では、1日当たりの労働時間について、子育て期と思われる30～40代の男性で、1日11時間以上働いている割合は約25%となっています。平成26年度に実施した同調査では約30%でしたので、少し改善していますが、男性の長時間労働の実態は解消されていません。

【図表 15】1日のうちで仕事に要する時間（名古屋市）



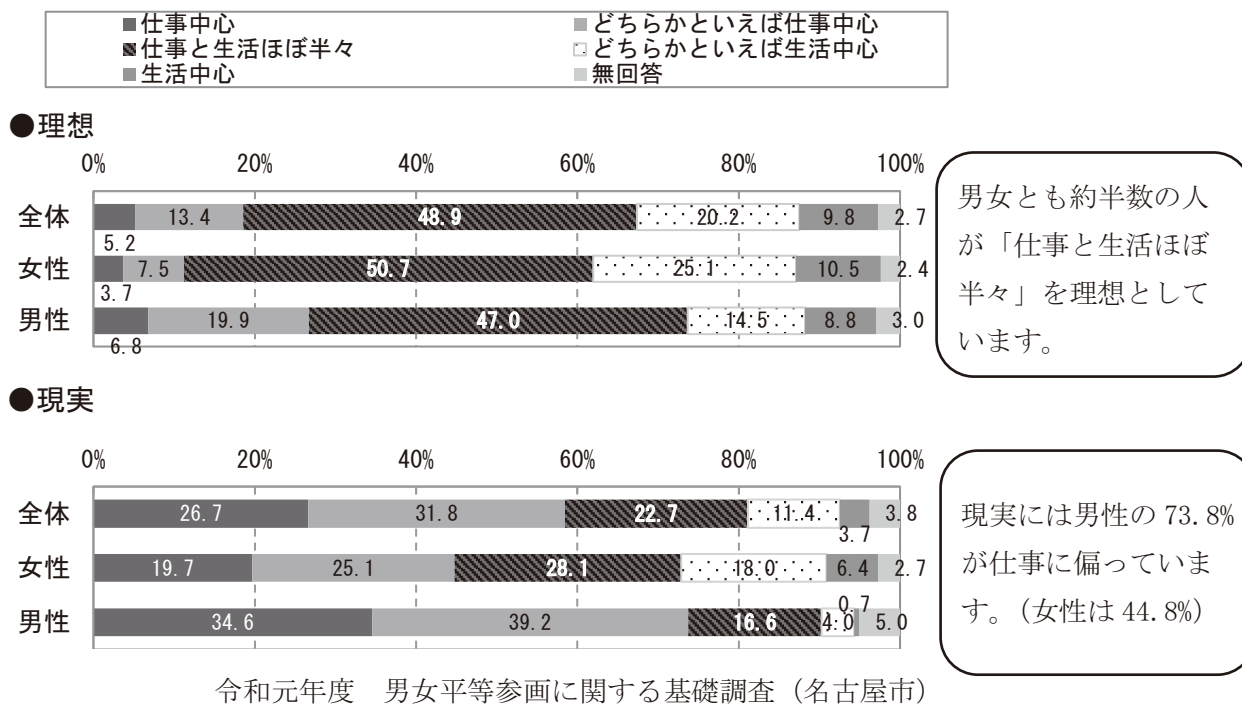
子育て期と思われ
る30～40歳の男
性で、1日11時間
以上働いている人
は25%を超えてい
ます。

令和元年度 男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

仕事と生活のバランス

令和元年度の基礎調査では、「仕事と生活の理想と現実」について、男女とも約半数の人が「仕事と生活ほぼ半々」を理想としているにもかかわらず、現実には男性の 73.8%が仕事に偏っています。

【図表 16】仕事と生活の理想と現実（名古屋市）

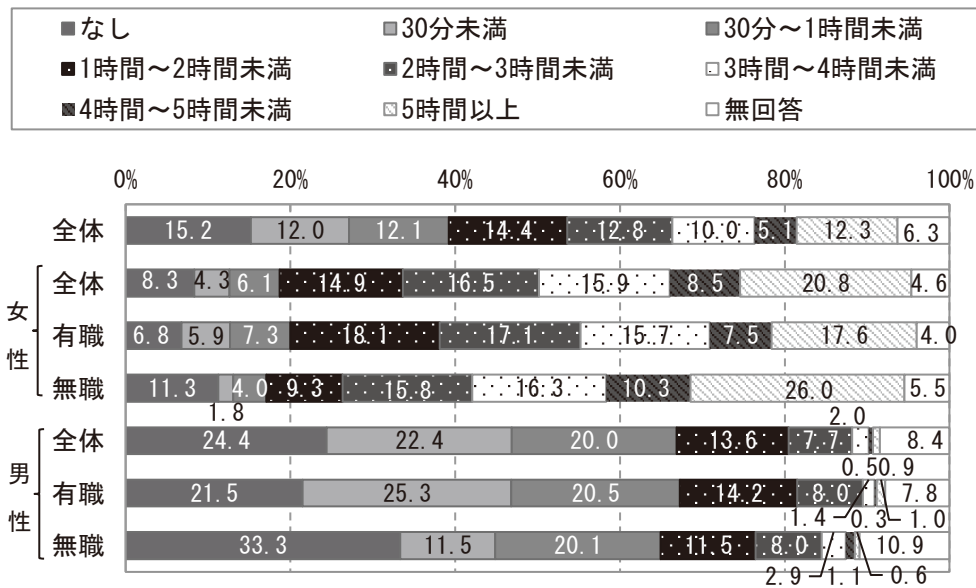


(5) 家庭や地域における男女の状況

家事等の時間

令和元年度の基礎調査では、平日の家事に要する時間について、女性は有職では「1 時間以上 2 時間未満」が最も多く、次いで「5 時間以上」が多くなっており、無職では「5 時間以上」が最も多いのに対し、男性は有職では「30 分未満」が、無職では「なし」が最も多くなっています。共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる世帯数を上回りその差は広がっていますが、世帯構造変化と家事の分担との相関関係は見られず、家事等への男性の参画は進んでいません。

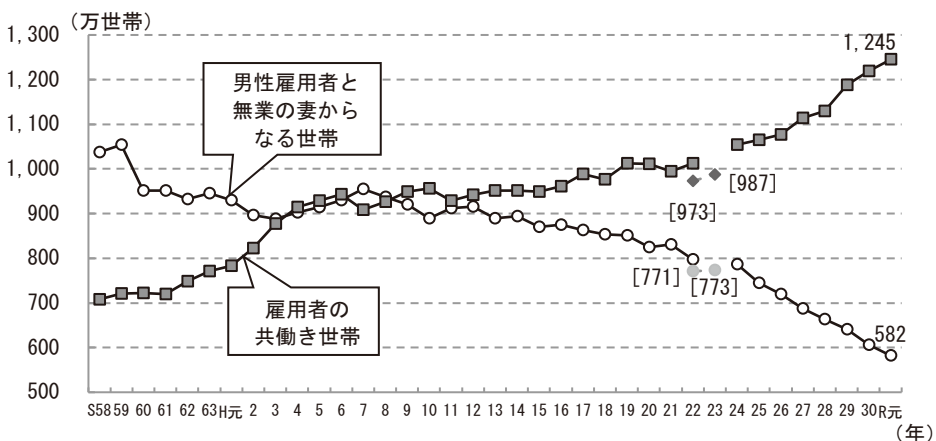
【図表 17】 平日家事に要する時間（名古屋市）



職業の有無にかかわらず、家事の負担は女性に偏っています。

令和元年度 男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

【図表 18】 共働き世帯数の推移（全国）



「共働きの世帯」は「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」を大きく上回り、令和元年で1,245万世帯です。

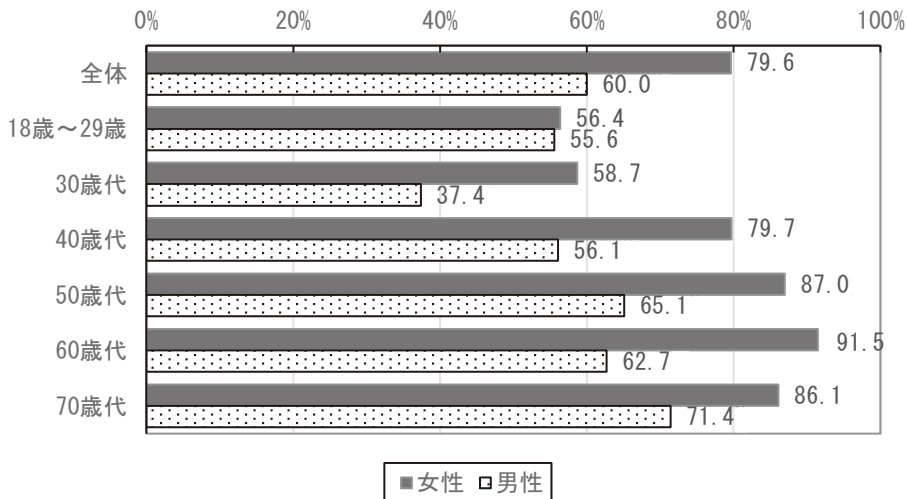
令和2年版 男女共同参画白書(内閣府)

1. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
3. 平成22年及び23年の〔 〕内の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

地域活動における男女の参加経験

令和元年度の基礎調査では、地域活動への参加経験について、すべての年代において女性が男性を上回っています。

【図表 19】 性別・年代別にみた地域活動への参加経験（名古屋市）



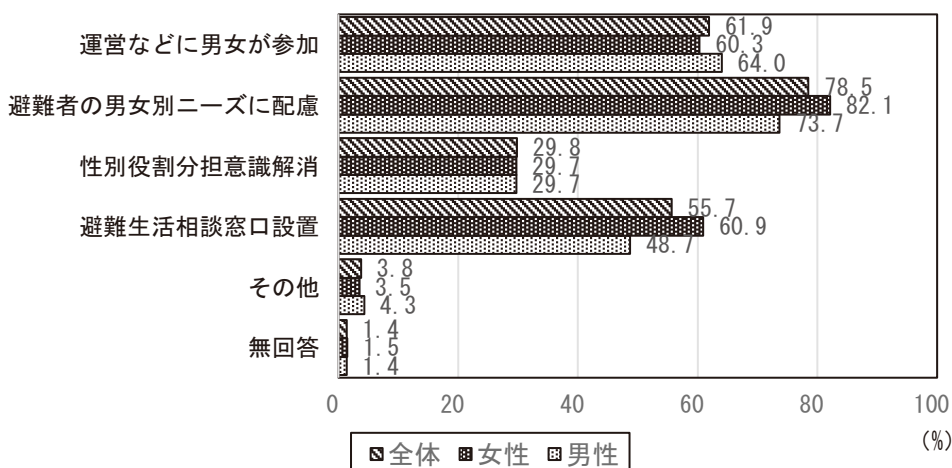
地域活動への参加割合は、すべての年代で、女性が男性を上回っています。

令和元年度 男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

災害時の避難所運営で必要なこと

令和元年度の基礎調査では、地域活動の1つである防災活動において、災害時の避難所運営に必要なこととして、運営方針の決定などに男女がともに参加することや、性別によるニーズの違いに配慮することについて、7割前後の人が必要と考えています。一方で、女性は炊き出し、男性は力仕事といった固定的な性別役割分担意識解消の必要性については、全体として3割弱の人しか必要と考えていないことが明らかになっています。

【図表 20】 災害時の避難所運営で必要なこと



女性は炊き出し、男性は力仕事といった固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考えている人は約3割に留まっています。

令和元年度 男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

Ⅱ 基本計画の概要

1 基本計画の目標

基礎調査の結果では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別役割分担に反対する人が賛成する人を上回り、市民の意識の変革が進みつつありますが、全国平均と比べると反対の人の割合が低く、性別役割分担意識がまだ残っていると考えられます。意識変革の遅れがDV被害や労働における男女格差、女性ゆえ男性ゆえの生きづらさを生み出していると思われます。また、さまざまな場面での方針決定過程への女性の参画は徐々に進んでいるものの、対等な関係性の構築には至っていません。そのため、基本計画 2025 においても基本的な方向性として、基本計画 2020 の体系をおおむね継続していくものと考え、基本計画 2025 では次の5つの目標とします。

【5つの目標】

目標1 性別にかかわる人権の尊重

性別にかかわらず人権が尊重される社会の実現をめざします

目標2 男女平等参画推進のための意識変革

男女平等参画について理解される社会の実現をめざします

目標3 方針決定過程への女性の参画拡大

さまざまな場面での方針決定過程において女性が参画し、活躍できる社会の実現をめざします

目標4 雇用等における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

企業等において女性が活躍でき、同時に、男女がともに希望する「仕事と生活」のバランスで働き続けることができる社会の実現をめざします

目標5 家庭・地域における男女平等参画の促進

家庭・地域生活においても、男女がともに参画し、その個性と能力が活かされている社会の実現をめざします

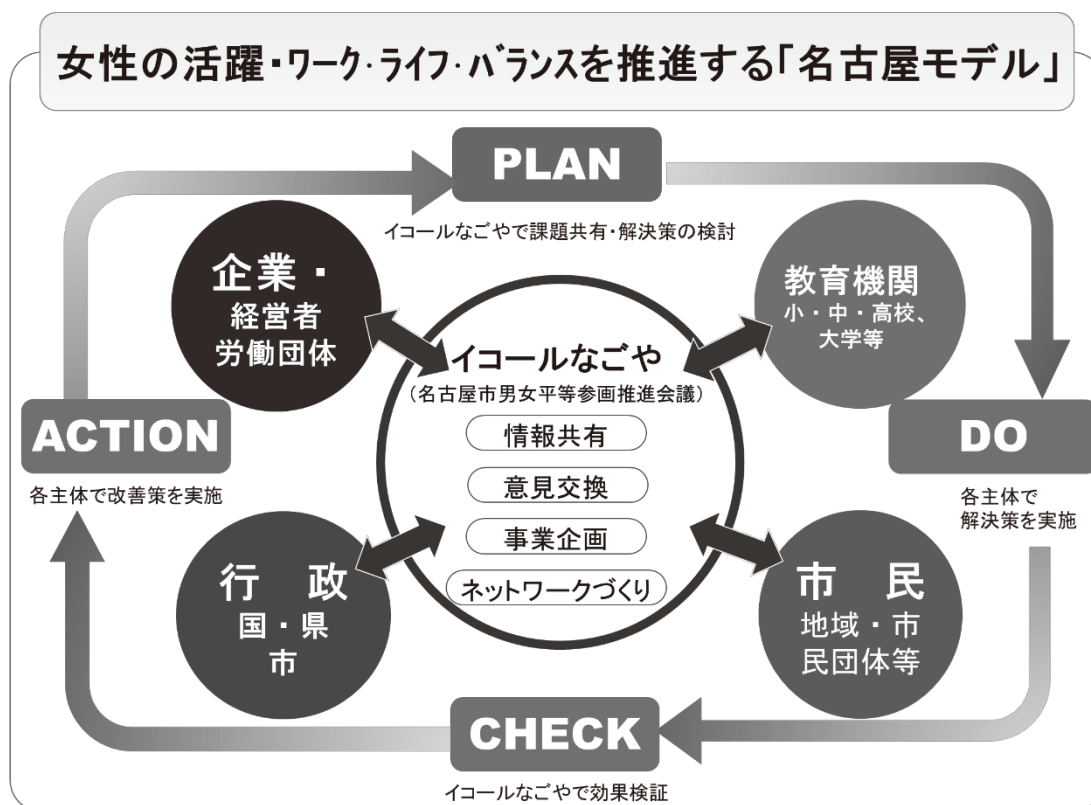
2 基本計画の推進体制

(1) 推進体制の強化

男女平等参画施策の推進機関である副市長をトップとした「男女平等参画推進協議会」において、施策の推進に向けた全庁的な取組を図ります。

また、さまざまな分野の市民や団体から構成される「男女平等参画推進会議（イコールなごや）」において、平成 29 年度に行政・企業・大学等が課題を共有し、目標を定め、それぞれが主体的に解決策に取り組み、さらに推進会議でその効果検証を行うことで取組の改善につなげる仕組みである「名古屋モデル」を構築し、連携を図りながら男女平等参画を推進しています。

今後も計画の実効性の確保に向けて、市民、事業者、団体等それぞれの主体的かつ積極的な推進とともに、これまで以上に互いの連携体制を強化した取組を重ねていきます。



(2) 拠点施設としての機能充実

男女平等参画施策の推進拠点として、平成 15 年に男女平等参画推進センターを開設し、情報提供・交流事業・講座や相談事業等を総合的に実施しています。平成 26 年度には男女平等参画と女性教育にかかる事業及び運営を一体的に行うために女性会館へ移転し、「イーブルなごや」という共通愛称のもとさまざまな連携した取組を効果的に実施しています。

今後も定期講座や市民交流事業の開催などを通じて若年層も含めた幅広い市民や、市民団体等の利用・交流につなげていくことが、男女共同参画社会の実現に大きく寄与していくものと考えます。男女平等参画推進センターにおける事業展開にあたっては、女性会館等と連携した実効性ある充実した事業実施に努め、拠点機能の充実を図ります。

3 基本計画の進行管理・評価

(1) 成果指標の設定

計画の推進状況を把握するため、目標ごとに成果指標とその目標値を設け、できる限り毎年度成果指標の達成状況を把握します。

また、掲載事業についても、毎年度実施状況を把握します。

(2) 年次報告の公表と進捗状況の評価

条例第9条に基づき、毎年度、男女平等参画の推進状況、推進施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表します。

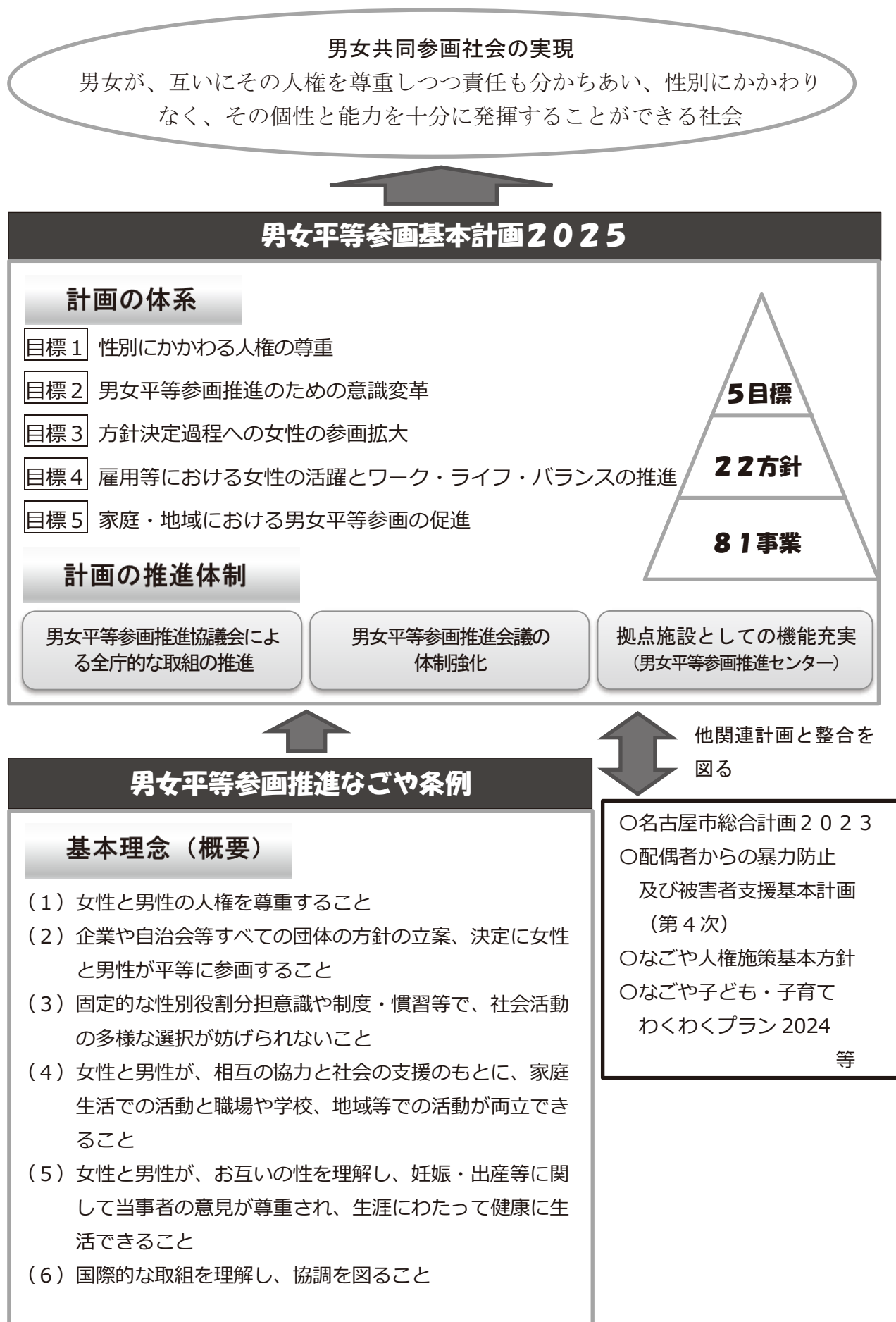
あわせて、公表後、市民及び事業者の意見を反映させた評価を行い、その結果を推進施策に反映するよう努めます。

(3) 男女平等参画審議会による調査審議

条例第22条に基づく市長の附属機関として、市長の諮問に応じて、基本計画及び平等参画の推進に関する重要事項について調査審議します。

また、推進施策の実施状況、成果指標の達成状況等について、計画の推進状況を評価し、必要に応じて、市長に対して意見を述べます。

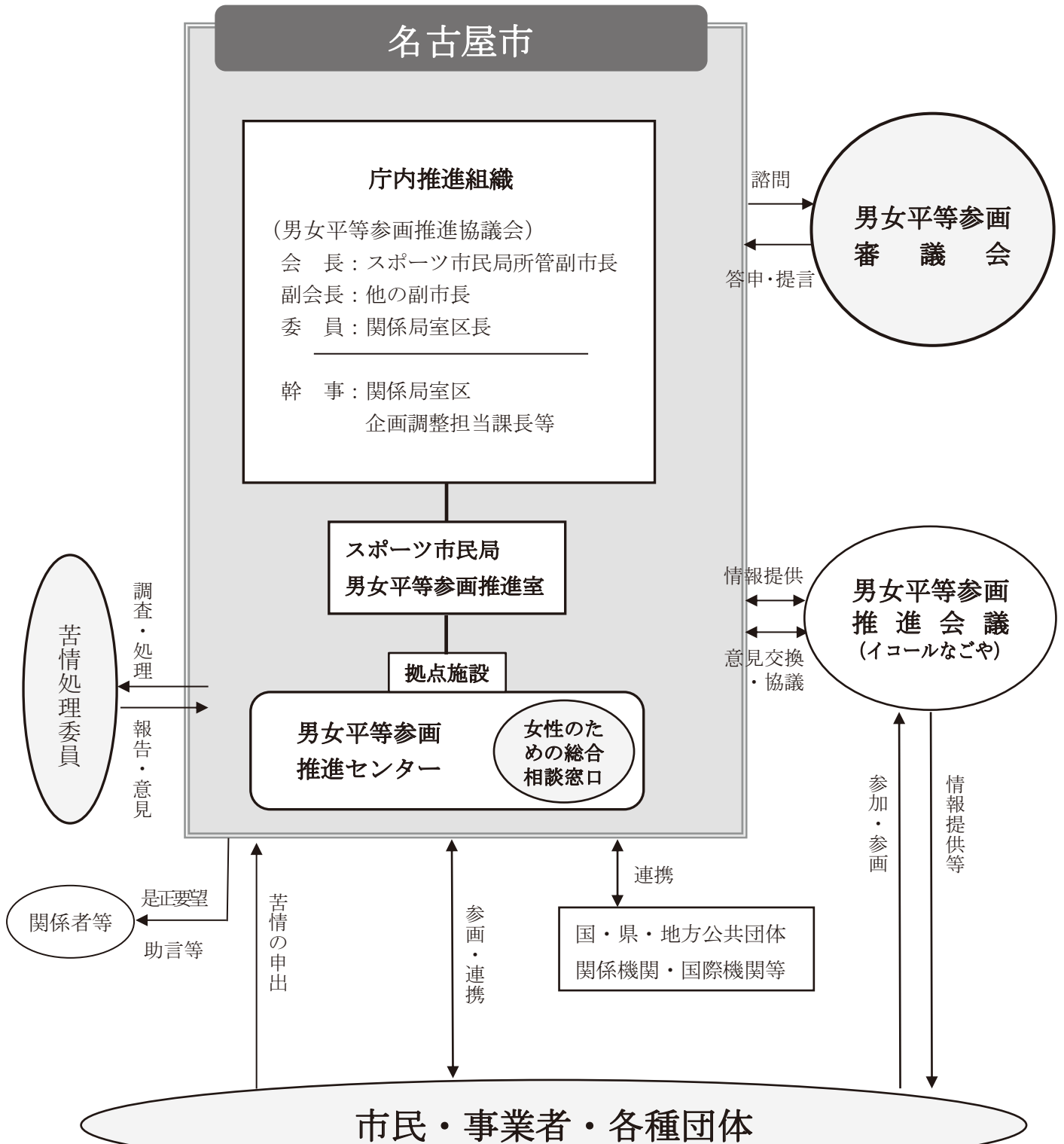
4 基本計画の全体像



<計画の推進体制>

男女平等参画推進なごや条例

男女平等参画の推進



Ⅲ 目標ごとの方針と事業

＜基本計画の体系＞

目標	方針	施策の展開
目標 1 性別にかかわる 人権の尊重	①性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発 ②配偶者や交際相手からの暴力の予防啓発 ③配偶者や交際相手等からの暴力の被害者支援 ④性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重と生涯を通じた女性の健康支援 ⑤メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発 ⑥様々な困難を抱える人々（貧困、ひとり親、障害、同和問題（部落差別）、外国人等）への支援 ⑦多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）等）への理解促進	29 事業 <u>重点的な取組</u> ▶女性のための総合相談 ▶性犯罪・性暴力の防止対策 ▶DV根絶のための意識啓発事業 ▶デートDV防止のための意識啓発事業 ▶DV被害者等への相談・支援 ▶生涯にわたる健康教育・健康支援 ▶経済的自立に向けた支援 ▶多様な生き方の理解促進に向けた意識啓発・専門相談等
目標 2 男女平等参画 推進のための 意識変革	⑧性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発 ⑨学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進 ⑩地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進 ⑪男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供	14 事業 <u>重点的な取組</u> ▶男女平等参画に向けた意識啓発事業 ▶男女平等教材を活用した教育・学習の推進 ▶男女平等参画の視点に立ったキャリア教育等の推進 ▶男女平等参画についての教員等への研修
目標 3 方針決定過程への 女性の参画 拡大	⑫市政等における女性の方針決定過程への登用推進 ⑬地域社会における女性の方針決定過程への参画拡大 ⑭企業における女性の方針決定過程への参画拡大	8 事業 <u>重点的な取組</u> ▶審議会等への女性委員の登用促進 ▶市職員の管理職等への女性の登用促進 ▶女性の活躍推進企業認定・表彰制度
目標 4 雇用等における 女性の活躍と ワーク・ライフ・ バランスの 推進	⑮雇用主及び労働者（管理職、従業員等）への男女平等に向けた啓発 ⑯働く場における女性の活躍推進 ⑰ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた家庭生活への支援 ⑱仕事と子育て・介護との両立支援に向けた事業者への支援	18 事業 <u>重点的な取組</u> ▶女性の活躍推進企業認定・表彰制度 ▶女性の活躍に向けた中小企業への啓発 ▶女性の職業能力開発支援 ▶企業への両立支援に向けた啓発 ▶子育て支援企業認定・表彰制度 ▶ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度
目標 5 家庭・地域にお ける男女平等 参画の促進	⑲男性の家事・育児・介護等への参画促進 ⑳地域活動における男女平等参画の促進 ㉑高齢期における男女の就業・社会参画支援 ㉒防災における男女平等参画の促進	12 事業 <u>重点的な取組</u> ▶男性の家事・育児への参画支援 ▶男性の介護への参画支援 ▶地域活動における男女平等参画の啓発 ▶防災対策についての広報啓発

目標1 性別にかかわる人権の尊重

一人一人が性別にとらわれることなく、安心して豊かに暮らすためには、男女がともに抱えている、その性別ゆえの生きづらさを解消する必要があります。

なかでも性別にかかわる重大な人権侵害であるセクシュアル・ハラスメント、DV、性犯罪⁵・性暴力⁶などのあらゆる暴力は、引き続き深刻な社会問題となっています。さらに、デートDV⁷やJKビジネスなど、若年層に対する性暴力につながる問題も発生しています。これまで以上に性別にかかわる人権の尊重への理解を深め、差別や暴力を許さない社会づくりをすすめるとともに、幅広い年齢層の方に対する被害防止に向けた啓発や相談窓口の一層の周知、さらには、被害者の自立に向けた切れ目のない支援に取り組んでいきます。

また、男女が相手に対する思いやりをもって男女共同参画社会を形成していくため、お互いの性に対する正しい理解と生涯を通じた健康支援をすすめるとともに、メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発に取り組んでいきます。

貧困や障害、同和問題（部落差別）等の困難を抱えた人々にとっては、それぞれの困難が性別ゆえの生きづらさと重なって、より困難な状況に置かれていることに配慮して一層の支援をすすめます。また、ひとり親や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）など、家族や性のかたちは多様なものとなってきているため、理解促進に取り組んでいきます。

こうした取組により、誰もが性別にかかわりなく人権が尊重される社会の実現をめざします。

【方針】

- ① 性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発
- ② 配偶者や交際相手からの暴力の予防啓発
- ③ 配偶者や交際相手等からの暴力の被害者支援
- ④ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重と生涯を通じた女性の健康支援
- ⑤ メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発
- ⑥ 様々な困難を抱える人々（貧困、ひとり親、障害、同和問題（部落差別）、外国人等）への支援
- ⑦ 多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）等）への理解促進

⁵ 性犯罪：犯罪のうち「強姦性交等、強制わいせつ」等の性的な犯罪をいう。

⁶ 性暴力：「性犯罪よりも意味が広く、意に反するすべての性的な言動」（性犯罪、性的虐待、配偶者からの性的暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢、盗撮等）と言われている。

⁷ デートDV：婚姻関係にない交際相手との間に起こるさまざまな暴力をいう。

成果指標	現状値	目標値
「デートＤＶ」という言葉の認知度	43.9% (令和元年度)	55% (令和6年度)
がん検診受診率（①子宮がん・②乳がん）	①59.0% ②49.0% (令和元年度)	①65% ②55% (令和7年度)
「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）」 という言葉の認知度	65.5% (令和元年度)	75% (令和6年度)

1－① 性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発

セクシュアル・ハラスメントや性犯罪・性暴力等の性別にかかわる人権侵害の解消に向け、性別にかかわる人権が尊重されるための啓発を男女平等参画推進センター等においてすすめます。また、職場・家庭・地域等で直面するさまざまな男女の悩みを受けとめる相談事業の充実に取り組みます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
1	男女の人権を尊重するための啓発事業	男女平等参画推進センターや女性会館、各区生涯学習センター、なごや人権啓発センターにおいて、男女の人権が尊重され、男女共同参画社会の実現のための教育・学習機会の充実をすすめます。	講座等の実施 男女平等参画推進センター 13回 女性会館 3回 生涯学習センター 8回 人権啓発センターにおける講座や展示等の啓発の実施	スポーツ 市民局 教育委員会
2	女性のための総合相談 重点 （電話・面接・専門相談等）	男女平等参画推進センターにおける女性のための総合相談において、相談者の女性の人権についての意識を高めつつ直面する問題の解決に取り組むとともに、女性の人権についての課題の把握に努めます。また、困難な立場にある女性の背景を熟知した相談員を育成するための研修を行います。	相談の実施 個別相談件数 3,801件	スポーツ 市民局
3	男性のための相談事業	家族や仕事、人間関係等について悩みや生きづらさを解消するため、相談やセミナーを実施するとともに、男性の抱える課題の把握に努めます。	相談の実施 相談件数 152件	スポーツ 市民局
4	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策	企業・大学等においてセクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた研修をすすめます。また、職員等に対するセクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた研修等の意識啓発を実施していきます。	研修等の実施 企業 2回 職員向け意識啓発の実施	スポーツ 市民局 総務局
5	性犯罪・性暴力の防止対策 重点	男女平等参画推進センターなど様々な窓口において性犯罪・性暴力を防止するための啓発資料の配布等を実施します。また、地域の防犯活動を支援し、地域の防犯力の向上と市民の防犯意識の高揚を図ります。	パープルリボンキャンペーンの実施 街頭犯罪抑止環境整備事業の実施 LED防犯灯 2,120灯 防犯カメラ 347台 防犯灯電灯料の補助 防犯灯 40,465灯	スポーツ 市民局

1-② 配偶者や交際相手からの暴力の予防啓発

DVやデートDVが人権侵害であるという認識を効果的に高め、暴力根絶のための基盤をつくとともに被害に遭った時に早期に支援につながるができるよう、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）⁸等の市民にとって身近で利用しやすい様々な媒体を活用し、若年層をはじめとする幅広い年齢層を対象とした広報・啓発や相談窓口の周知に取り組みます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
6	DV根絶のための意識啓発事業	DV防止啓発カードの配布等により、相談窓口の周知を図ります。また、DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等の女性の人権を侵害する暴力の根絶を訴える「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）を中心に、DV根絶に関する講座・セミナー、パープルリボンキャンペーンや児童虐待対策と連携した広報・啓発を行います。 さらに様々な媒体を活用して、若年層をはじめとするすべての年齢層に相談窓口等の情報が届くように努めます。	啓発カードの配布 講座等の実施 9回 パープルリボンキャンペーンの実施	スポーツ 市民局 子ども 青少年局
7	デートDV防止のための意識啓発事業	デートDV防止啓発カードやハンドブックを配布するとともに、デートDV防止に関する講座・セミナー等を行います。 また、デートDV防止の出張講座などを学校において実施し、大学・高校などと連携して、若年層を対象にしたデートDV防止教育を進めます。 あわせて、様々な機会・媒体を通じてより幅広い年齢層を対象とした意識啓発を実施します。	若年層向けデートDVハンドブック等の配布・活用 講演会・セミナーの実施 3回 若年層向け講座 15回	スポーツ 市民局 子ども 青少年局 教育委員会

⁸ SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）：友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

1-③ 配偶者や交際相手等からの暴力の被害者支援

DV被害者の相談・支援にあたっては、安全・安心に配慮し、切れ目のない支援を実施するとともに、被害者が相談窓口につながりやすくする取組や民間団体・関係機関との連携の強化、被害者が同伴する子どもの支援の充実などを図ります。また、DV以外にも暴力の被害に遭った性犯罪被害者等の支援をすすめます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
8	DV被害者等への相談・支援 重点	配偶者暴力相談支援センターや社会福祉事務所において、相談への対応・保護・自立支援・同伴する子どもへの支援等の、被害者を孤立させない・切れ目のない相談及び支援を実施します。 また、暴力被害を受けていても相談窓口につながっていない被害者が相談しやすいよう、SNSを活用した相談を実施します。	相談の実施 DV相談延件数 9,742 件 (配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所)	子ども 青少年局
9	子どもを虐待から守るための支援	子どもの面前でのDV等の虐待から子どもを守るため、児童相談所、社会福祉事務所をはじめとする行政機関や医療機関、学校など関係機関との連携強化を図ります。 また、相談体制を充実させるなど、児童虐待の発生予防から、虐待を受けた子どもの保護・自立支援まで切れ目ない支援体制を充実させます。 さらに、「名古屋市児童を虐待から守る条例」に基づく広報・啓発等をすすめます。	なごやこどもサポート連絡協議会・区連絡会議の開催 児童虐待相談対応件数 3,892 件 なごやっ子SOS 相談件数 4,748 件 社会福祉事務所支所に児童相談所との兼務児童福祉司を増員、児童虐待対応支援員を配置 児童虐待防止推進月間の5月、11月にイベント等を実施	子ども 青少年局
10	女性のための総合相談 (女性の自立のためのグループプログラム等) 重点	男女平等参画推進センターの女性のための総合相談の相談において、DVや家族関係での暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力などの被害者が精神的な回復や自立に向けて踏み出せるよう、関係機関との連携や、女性のためのサポートグループ事業等を実施します。	サポートグループ事業 5 回 講座の開催 7 回 カウンセリング事業の実施	スポーツ 市民局

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
11	犯罪被害者等支援事業	総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした性犯罪をはじめとする犯罪被害者等に対する支援を実施します。	総合支援窓口の設置 経済的・精神的支援の実施 広報啓発・人材育成の実施 犯罪被害者等早期援助団体への助成	スポーツ 市民局
12	支援者の育成	相談支援業務に従事する職員に対する体系化した研修や公的機関・民間団体の支援者も対象とした研修を実施し、支援者のスキルアップ・組織対応能力の強化を図ります。 また、被害者と直接関わる職員等の言動が被害者を更に追い詰め、傷つけること（二次的被害）の防止のため、広く職務関係者に向けた研修を実施します。	研修の実施 関係職員 2回 職務関係者 1回	スポーツ 市民局 子ども 青少年局
13	庁内及び関係機関・民間団体との連携	「名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議」及び「名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議」を活用して、庁内や関係機関・民間団体の取組が効果的に機能するよう、連携をすすめます。	会議開催 2回	スポーツ 市民局 子ども 青少年局

1-④ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ⁹）の尊重と生涯を通じた女性の健康支援

男女がお互いの性を理解し、また、それぞれの健康を適切かつ主体的に自己管理するための情報提供や健康教育をすすめます。特に女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等のライフステージごとに大きく変化するという特性があることに留意し、そのライフステージに対応した適切な健康の保持増進ができるような取組を推進します。また、男性に比べて女性の運動習慣者の割合が低いことに留意し、生涯を通じた健康づくりのために身近な地域での女性の運動・スポーツ参加を促進します。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
14	性と生殖に関する健康と権利についての学習・啓発	男女平等参画推進センターや女性会館などにおいて、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」に関する学習、啓発をすすめます。	講座等の実施 男女平等参画推進センター 1回 女性会館 1回	スポーツ 市民局 教育委員会
15	思春期における性の尊重についての啓発	「健康なごやプラン 21(第2次)」の分野 11「思春期の保健対策の強化と心身両面の健康づくり」における取組として、思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりに関する総合的な知識の普及や相談等を行う思春期セミナー等を実施するとともに、市内小中学校・高校・特別支援学校において保健学習等を通じた性教育を行います。	思春期セミナー等 302回 性教育の実施	子ども 青少年局 教育委員会
16	性感染症等への対策	HIV／エイズ対策啓発ポスターの掲示、リーフレットを作成・配布するとともに、HIV／エイズ講習会・研修会を実施します。	パンフレットによる啓発 講習会・研修会の実施	健康福祉局

⁹ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：リプロダクティブ・ヘルスとは、平成6年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツは、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

事業	事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
17	妊娠・出産等に関する健康支援	安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠・出産・育児に関する健康教育・制度の普及啓発、相談、支援を実施します。 母子健康手帳の交付 20,365 件 両親学級(パパママ教室) 463 回 妊婦健康診査延べ受診者数 220,219 人 なごや妊娠SOS相談件数 275 件 不妊治療への助成 特定不妊治療費助成事業 3,428 件 一般不妊治療費助成事業 808 件 産前・産後ヘルプ事業 派遣時間数 19,623 時間	子ども 青少年局
18 重点	生涯にわたる健康教育・健康支援	性差に応じたがんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施するとともに、保健センター、地域のコミュニティセンター、公民館等において生涯にわたる女性の健康づくりを支援する目的で乳がんの自己触診法等、各種健康教育を実施します。 また、スポーツを通じて健康を支援するため、女性を対象としたレクリエーションスポーツ事業の実施やスポーツに関する講座等の情報提供を実施します。	がん検診の実施 子宮がん 91,524 人 乳がん 51,556 人 乳がん自己触診法普及事業 210 回 女性を対象としたレクリエーションスポーツ事業 10 回 スポーツ 市民局 健康福祉局



1-⑤ メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発

メディアを通じた情報は、多くの人々へ影響を与えることから、男女平等参画の視点について、常に留意されなければなりません。特に、スマートフォンの急速な普及により、インターネットやSNSがますます身近な存在となったことで、女性や子どもの人権を侵害する表現や情報が流通し、性暴力や性犯罪につながるケースがあることや若年層に深刻な影響を及ぼしていることに留意し、利用にあたっての注意喚起や情報に対する理解や知識を深め、情報を主体的に読み解くことができるよう、一層の啓発や教育に取り組みます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
19	青少年を取り巻く有害環境等への対応	出会い系サイトやSNS等で青少年が危険にさらされないよう広く周知を図るとともに、インターネット上におけるいじめ対策を実施します。	懇談会等の実施 リーフレット等の配布 「わくわくキッズナビ」での情報モラル学習コンテンツの掲載 学校からの相談に対応する窓口の設置	子ども 青少年局 教育委員会
20	メディア・リテラシー ¹⁰ 向上のための啓発	メディアを通じた情報を主体的に収集・判断し、適切に発信する能力の育成のための講座を開催するとともに、人権侵害の予防啓発を行います。	講座等の実施 女性会館 4回 生涯学習センター 4回 人権啓発センターにおける講座や展示等の啓発の実施	スポーツ 市民局 教育委員会
21	公的広報物ガイドラインの活用	男女平等参画の視点からのイラスト集を作成し、庁内向け市公式ウェブサイトを通じて提供するとともに、市広報担当者に向けて公的広報物ガイドライン研修を実施します。	研修の実施 職員 1回	スポーツ 市民局
22	広報事業者への啓発	女性に対する暴力防止に向けた自主的な取組を行うよう働きかけます。	メディア関係者への働きかけ、情報提供の実施	スポーツ 市民局

¹⁰ メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

1-⑥ 様々な困難を抱える人々（貧困、ひとり親、障害、同和問題（部落差別）、外国人等）への支援

貧困や差別・偏見等生活上の困難に直面している人々は、それぞれの困難に加え、性別ゆえの生きづらさと重なって、更に複合的に困難な状況に置かれています。これらの様々な困難を抱えた人々が、安心して暮らすことができるよう、男女平等参画と人権尊重の視点に立って貧困、ひとり親、障害、同和問題（部落差別）、外国人等への理解促進や支援をすすめます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
23 重点	経済的自立に向けた支援	男女平等参画推進センター等において就労支援セミナー等を実施します。また、生活保護受給者の早期の就労や自立及び生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう支援します。	セミナー等の実施 男女平等参画推進センター 5回 なごやジョブサポートセンター 10回 就労自立に関する自立支援プログラム推進事業の実施 生活困窮者の自立支援 新規相談受付件数 3,837件	スポーツ 市民局 経済局 健康福祉局
24	ひとり親家庭の精神的な支援	ひとり親家庭が抱えている精神的負担の軽減や自立を促すため相談やセミナーなどの支援を行います。	シングルマザーのための就職フェアでの個別相談の実施 区役所・支所におけるひとり親家庭等に対する総合的な相談 相談件数 母子・父子自立支援員 17,656件 ひとり親家庭応援専門員 9,724件 ジョイナス・ナゴヤでの心理カウンセリング 137件 ひとり親家庭のセミナー等 18回	スポーツ 市民局 子ども 青少年局

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
25	ひとり親家庭の 経済的な自立 への支援	ひとり親家庭の自立に向け、安定した経済基盤の確保のための就業支援や、生活上の負担の軽減をはじめ、貧困の連鎖、経済的格差の拡大・固定化を生じさせないため総合的な支援を推進します。	相談事業の実施 自立支援給付金事業 自立支援教育訓練給付金 53 件 高等職業訓練促進給付金 105 件 母子父子寡婦福祉資金貸付金 1,545 件 児童扶養手当の支給 ひとり親家庭手当の支給 ひとり親家庭等医療費助成 中学生の学習支援事業の実施	健康福祉局 子ども 青少年局
26	障害者への支援	必要な障害福祉サービスなどを適切に利用できるよう相談支援事業の充実など、障害のある方が地域で安心して暮らすための支援体制を整えます。	相談支援事業等の実施 リーフレットの作成 講座等の開催 ユニバーサルデザインの教育・研究	総務局 健康福祉局 子ども青少年局 教育委員会

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
27	同和問題（部落差別）の解決に向けた支援	文化センター等において、地域住民の生活や文化の向上をはかり、同和問題（部落差別）をはじめとする人権問題の解決に役立てることを目的として、生活相談をはじめ高齢者相談、健康相談など各種相談事業を行うとともに、愛知県弁護士会や名古屋法務局など関係機関と連携して、法律相談、人権相談、経営相談を実施します。 また、教育集会所において、生活相談や健康相談を実施します。 さらに、人権問題の重要な課題としての同和問題（部落差別）の解決に向けた市民の自主的活動や取組への支援や意見交換を行います。	相談事業等の実施	スポーツ 市民局 教育委員会
28	外国人への支援	名古屋国際センターにおいて、無料法律相談や市政についての相談等に応じます。 また、外国人DV被害者への支援や外国人の子どもの相談・保護等に必要な説明に対しての通訳派遣を行います。	外国人のための相談事業の実施 通訳派遣 40回	観光文化 交流局 子ども 青少年局

1-⑦ 多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）等）への理解促進

少子高齢化の進行やグローバル化等により、家族や性のかたちが多様なものとなってきました。一人一人の生き方の選択が社会への参画や活躍の障壁にならないために、多様な生き方が尊重されるよう偏見を取り除くための理解促進に取り組みます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
29	多様な生き方の理解促進に向けた意識啓発・専門相談等	男女平等参画推進センターやなごや人権啓発センター等において、多様な生き方に対する差別や偏見を解消するとともに、正しい理解を深めるための意識啓発や専門相談を行います。また、職員等に対する研修を実施します。さらに、パートナーシップ宣誓制度 ¹¹ の導入に向けて検討をすすめます。	講座等の実施 男女平等参画推進センター 8回 人権啓発センターにおける講座や展示等の啓発の実施 研修等の実施 6回 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）に関する専門相談の実施	スポーツ 市民局 教育委員会

¹¹ パートナーシップ宣誓制度：主に同性カップルに対し、日常生活においてお互いに人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓した場合に、自治体が独自に宣誓書の受領書等を交付するもの。受領書等は要綱等に基づく書類であり、法的な効力はない。

目標2 男女平等参画推進のための意識変革

男女が性別にかかわらず社会のあらゆる分野において主体的に参画していくため、固定的な性別役割分担意識の解消は継続して取り組んでいく必要があります。また、基礎調査の結果では性別役割分担意識は解消しつつありますが、一方で男女の社会全体での平等感は依然として男性が優遇されていると感じている割合が多い状況です。

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、女性にも男性にもあります。女性も男性も、一人一人が男女平等参画を自分のこととして認識し、男女共同参画社会の実現に向けて協力し合って取り組めるよう、引き続き、学校や地域、家庭や企業等、あらゆる場面において、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とした啓発活動をすすめます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により性別に起因するさまざまな課題が顕在化したことや、様々な困難を抱えている方が更に複合的に困難を抱えることになるなど、より深刻な影響を受けることとなったことから、こうした課題を分析していきます。

【方針】

- ⑧ 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発
- ⑨ 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進
- ⑩ 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進
- ⑪ 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供

成果指標	現状値	目標値
男女の地位が平等と感じる市民の割合 (社会全体)	19.2% (令和元年度)	23% (令和7年度)

2-⑧ 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発

固定的な性別役割分担意識の解消に向け、市民全体に男女平等参画について関心をもってもらえるよう、男女平等参画推進センターや地域における効果的な意識啓発事業や情報提供を積極的にすすめるとともに、男女平等参画を推進する関係団体との連携・協働した取組や、交流及び情報発信に取り組めます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
30 重点	男女平等参画に向けた意識啓発事業	男女平等参画推進センターや女性会館、区役所、生涯学習センターで開催する講演会、シンポジウム、セミナー、講座等を通じ、広く市民に男女平等参画を働きかけます。 また、男女平等参画について理解を深めるため、男女共同参画週間（6月23日～29日）を活用し、啓発イベント等を開催します。	講座等の実施 男女平等参画推進センター 33回 女性会館 29回 生涯学習センター 16回 区における男女平等参画推進事業 16区	スポーツ 市民局 教育委員会 各区
31	男女平等参画についての情報提供	市公式ウェブサイトはじめ、男女平等参画推進センターや女性会館、名古屋国際センターなどで情報提供を行います。また、男女平等参画に関するメールマガジンを配信します。	メールマガジンの配信 12回 ホームページでの情報提供 イーブルなごやホームページ 女性活躍応援企業見える化サイト 名古屋国際センターでの情報提供 イーブルなごや図書資料室 図書の貸出数 2,320冊	スポーツ 市民局 経済局 観光文化交流局 教育委員会
32	男女平等参画についての職員研修	新規採用者など各階層において男女平等参画をテーマとした研修を実施します。	研修の実施 新規採用者研修 626人 新任係長研修 243人 新任課長研修 135人 人権指導者養成研修 39人	総務局
33	国際理解促進についての情報提供・啓発	国際的な男女平等参画の状況について理解を深めるための講座・セミナー等の開催により啓発を行います。	講座の実施 男女平等参画推進センター 1回	スポーツ 市民局

2-⑨ 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進

性別にかかわらず個性と能力を発揮できるようにするため、幼児期からの学習や学校における教育活動全体を通じて、性別にとらわれない生き方や働き方を示すなど、学ぶ機会の提供に努めます。また、日常的に子ども達と多くの時間を過ごす教員等へも男女平等参画についての研修をすすめます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
34	男女平等参画の 視点に立った 人権教育の推進	教材等を活用して、男女の人権を尊重する教育を推進します。	教材等の活用	教育委員会
35 重点	男女平等教材を 活用した教育・ 学習の推進	男女の平等な生き方を考えるための資料として、幼児から若年層までの成長発達段階に応じた男女平等参画に関するハンドブックを配布・活用します。	小・中学生向け男女平等ハンドブックの配布 保護者・保育者向け幼児期の男女平等参画啓発資料の市公式ウェブサイト等での周知 デートDVリーフレットの配布・活用	スポーツ 市民局 教育委員会
36 重点	男女平等参画の 視点に立った キャリア教育等 の推進	就職・進学などにおいて、性別にかかわらず一人一人の能力と個性が発揮できる進路選択ができるよう、中学生や高校生に対し体験学習活動等を実施し、職業意識の形成と進路指導を行うとともに、教科「家庭」の中で指導を行います。 また、小学生から高校生までの子どもが夢や目標に向かって自ら踏み出せる力を身につけることができるよう、キャリアの専門家を学校に配置し、キャリア支援を実施します。 市立大学においては多角的な視点で、社会的性差（ジェンダー）と平等について講義を行います。 さらに、若年層を対象とする起業家の育成や、理工系分野で活躍する女性の育成に取り組みます。	中学生に対する職場体験学習活動の実施 高校生に対する就業体験学習活動の実施 子どもライフキャリアサポートモデル事業の実施 市立大学での講義の実施	総務局 スポーツ 市民局 経済局 子ども 青少年局 教育委員会

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
37 重点	男女平等参画についての教員等への研修	教員に対する基本研修・経営研修において、「男女平等意識の醸成のための内容」に触れた講演等を実施します。また、保育士や放課後児童支援員等に対し、男女平等参画に関する研修を実施します。	研修の実施 教員 13 回 保育士 6 回 放課後児童支援員等 6 回	子ども 青少年局 教育委員会
38	学校等における健康教育	学校等への男女平等参画出張講座の実施や、保健の学習や学級活動などを通じた性教育を行います。	講座等の実施 15 回 性教育の実施	スポーツ 市民局 教育委員会

2-⑩ 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進

おとな自身が固定的な性別役割分担意識や慣習にとらわれず主体的にあらゆる分野に参画することは、子どもの価値観へも大きな影響をもたらします。男女平等参画推進センターや、女性会館、生涯学習センター等の社会教育施設を拠点として、おとなが主体的に学びあう場と機会の確保と普及を一層すすめます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
39	男女の生き方を考える学習機会の提供	男女平等参画推進センターや女性会館、生涯学習センター等において男女の生き方や女性のエンパワーメント ¹² のための講座等を実施します。 また、PTAを対象に家庭教育について考える機会を提供したり、女性会館において学習者の求めに応じて、必要な情報を提供したりします。	講座等の実施 男女平等参画推進センター 25回 女性会館 16回 生涯学習センター 16回 家庭教育セミナーの実施 学習相談 411件	スポーツ 市民局 教育委員会
40	女性の学習グループ等の支援	女性の学習グループ等が、主体的に学び、さまざまな交流ができ、かつ学習の成果を地域社会に還元することができるよう支援します。	女性学習活動研究委託 委託団体数 30団体 なごや女性カレッジ 3講座 グループ活動支援事業の実施 イーブルなごや・フェスティバルの開催 研修会・交流会 10回	教育委員会

¹² エンパワーメント：力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

2-⑪ 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供

男女平等参画を継続的に推進していくため、社会情勢や市民意識の変化を継続的かつ定期的に調査研究・情報収集し、課題の把握に努めます。また、名古屋市で行う各種の調査においても、プライバシー保護に配慮しながら、できる限り性別データを表示し、男女平等参画を考える上で有益となる情報の収集と提供に取り組みます。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大は女性の非正規雇用労働者などの社会的に弱い立場にある方により深刻な影響をもたらしたことから、課題を分析します。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
41	男女別の統計資料の作成	統計資料の一部として、男女別に集計し、市公式ウェブサイトなどで広く提供します。	実施	総務局
42	調査・研究	男女平等参画意識等に関する調査を定期的に実施するほか、市が実施する各種調査では男女別のデータにより男女格差などの実態把握に努めます。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした影響について調査します。	男女平等参画に関する基礎調査の実施	スポーツ 市民局 各局
43	男女平等参画白書の公表	さまざまな分野における男女平等参画の現状を把握し、市公式ウェブサイトなどで広く提供します。	作成・公表	スポーツ 市民局

目標3 方針決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画社会の実現のためには、社会におけるさまざまな場面で男女が対等に参画し、男女双方の声が反映される必要があります。また、男女を問わず、多様な人材の能力を活用し、多様な視点、新たな発想を取り入れることは、持続可能な社会を生み出すとともに、すべての人が暮らしやすい社会の実現にもつながります。

しかしながら、各方面における方針決定過程への女性の参画が徐々に進んできてはいるものの、男女の対等な関係性の構築には至っていない状況です。地域や企業等、あらゆる分野における女性の活躍推進に向けて、社会の構成員の半分以上を占めている女性の意見が十分に反映されるよう、社会的に影響力の大きい市役所自らが率先して、女性の登用や意思決定過程への女性の参画により一層取り組みます。

さらに、地域や企業等において方針決定過程の参画に向けた情報提供や学習機会を確保するとともに、女性が自らの意思で、積極的に参画することが可能となるよう支援していきます。

このような取組により、さまざまな場面での方針決定過程において女性が参画し、活躍できる社会の実現をめざします。

【方針】

- ⑫ 市政等における女性の方針決定過程への登用推進
- ⑬ 地域社会における女性の方針決定過程への参画拡大
- ⑭ 企業における女性の方針決定過程への参画拡大

成果指標	現状値	目標値
市の審議会等への女性委員の登用率	35.1% (令和2年4月)	40%以上 60%以下 (令和7年度)
市職員の女性管理職員の割合（全職種）	14.2% (令和2年4月)	15% (令和7年4月)
市立小中特別支援学校の校長・教頭に占める女性の割合	16.4% (令和2年4月)	19% (令和7年4月)

3-⑫ 市政等における女性の方針決定過程への登用推進

名古屋市域におけるさまざまな場面での方針決定過程に女性の参画をすすめていくためには、名古屋市自らが率先して参画拡大に向けたさまざまな取組をすすめ、情報発信していくことが必要であり、この点から、市審議会等の女性委員の登用率を高めるための支援や働きかけを行います。また、女性職員の職域拡大やキャリア形成に関する研修・情報提供を図るなどにより、市職員や教員等の女性管理職への登用を推進します。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
44 重点	審議会等への女性委員の登用促進	審議会の新設及び委員改選の際に事前協議を行うことや女性委員の登用がすすまない審議会等に対して、個別に働きかけるなど、審議会等委員への女性の参画を促進し、市政における方針決定過程への女性の参画を拡大します。また、登用状況について、市公式ウェブサイト等にて公表します。	登用推進 登用率 35.1% (令和2年4月)	スポーツ 市民局 各局
45 重点	市職員の管理職等への女性の登用促進	女性職員の職域拡大などにより女性職員の管理職等への積極的な登用をすすめることで、市政における方針の決定過程へ女性の参画を拡大します。また、登用に向けた取組等について、市公式ウェブサイト等にて公表します。	市役所での登用促進 市職員の女性管理職員の割合（全職種） 14.2%（令和2年4月） 市立小中特別支援学校の校長・教頭に占める女性の割合 16.4%（令和2年4月） 係長昇任選考受験率（全職種） 女性 6.6% 男性 11.9%	総務局 人事委員会 教育委員会
46	市立大学における女性の活躍促進	市立大学における女性教員比率向上のためのポジティブ・アクション ¹³ を促進します。	市立大学の女性教員比率 22.6%（令和2年4月）	総務局

¹³ ポジティブ・アクション：さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
47	市女性職員の 能力開発・活用 推進	キャリアアップに関して気軽に相談できる体制の検討をすすめるとともに、キャリアアップ推進研修や、積極的な職務分担等を実施します。	キャリアアップ推進研修 1回 女性職員の活躍推進研修 1回 メンター制度の試行実施 メンター養成研修 1回	総務局



3-⑬ 地域社会における女性の方針決定過程への参画拡大

地域での住民同士のつながりの希薄化が進行している一方で、一人一人が抱える課題は多様化・複雑化していることから、地域活動の担い手を増やすとともに、幅広い分野に男女平等参画の視点を取り入れることの必要性について理解促進を図ります。また、学習機会を広く提供することにより、地域活動の方針決定過程への女性の参画促進をすすめます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
48	地域活動の委員 における方針 決定過程への 女性の参画促進	地域で活動する区政協力委員、民生委員・児童委員、保健環境委員の各協議会等において「男女平等参画」に関する啓発資料を配布するなど、女性委員の方針決定過程への参画についての理解と周知を図ります。	学区委員長女性比率 3.4% (平成 30 年 4 月 1 日) 単位民生委員協議会会長 女性比率 57.5% 保健環境委員学区会長の 女性率 41.4%	スポーツ 市民局 健康福祉 局
49	地域活動におけ る女性リーダー 育成のための学 習機会の提供	地域活動の担い手を養成するため、団体・グループの女性のリーダーや指導者、指導者候補を対象に研修等を実施します。	女性学習団体リーダー研 修 2 回 女性団体指導者研修 5 回 女性学習活動研究委託 委託団体数 30 団体 女性団体への支援	教育委員 会

3-⑭ 企業における女性の方針決定過程への参画拡大

女性の方針決定過程への参画を自ら積極的にすすめる企業が中小企業にまで広げられるよう、啓発や支援に努めます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
50 重点	女性の活躍推進 企業認定・表彰 制度（ロールモデルの発信）	女性がいきいきと活躍できるような取組をしている企業において、ロールモデル ¹⁴ や職域拡大の先駆者となっている女性を表彰します。また、表彰されたロールモデル等を発信することで、他の企業の取組がすすむよう支援します。	認定企業 130 社 個人表彰 24 人 中小企業部門 25 社	スポーツ 市民局
51	女性管理職養成・交流の支援	女性の方針決定過程で積極的に活躍できるよう、女性管理職の養成や、交流を支援します。	講座等の実施 4 回	スポーツ 市民局

¹⁴ ロールモデル：将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデルのこと。

目標4 雇用等における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

社会全体として推進している女性の活躍を更に加速化するためには、男女が働きやすい職場づくりや長時間労働の削減などの働き方の見直しが必要であり、雇用主及び労働者が一体となって取り組むことができるよう啓発活動や情報提供を行います。

また、今後の人口減少社会の到来や少子化の進行にあたり、女性の就労は社会の活力を維持するのに不可欠であるとされていることや、男女がともに働きやすい職場を実現するためには、女性が新しい分野へチャレンジし、生涯にわたりキャリアを形成していけるよう取り組むとともに、多様で柔軟な働き方等を通じたワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

あわせて、育児や介護などのライフイベントに対応した柔軟な働き方が無理なく選択できるよう、子育て支援施策、介護支援施策の充実に取り組むことにより、男女がともに希望するバランスで働き続けることができる社会の実現をめざします。

【方針】

- ⑮ 雇用主及び労働者（管理職、従業員等）への男女平等に向けた啓発
- ⑯ 働く場における女性の活躍推進
- ⑰ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた家庭生活への支援
- ⑱ 仕事と子育て・介護との両立支援に向けた事業者への支援

成果指標	現状値	目標値
仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	39.3% (令和元年度)	41% (令和7年度)
女性の活躍推進企業認定・認証数	155 社 (令和元年度)	210 社 (令和7年度)
子育て支援企業認定数	213 社 (令和元年度)	230 社 (令和7年度)
ワーク・ライフ・バランス推進企業認証企業数	178 社 (令和元年度)	210 社 (令和7年度)
市男性職員の育児休業取得率 ※次の①～③により、週休日を除き 20 日以上取得した場合（連続である必要はない）「① 育児休業、② 産前 8 週・産後 8 週の間で職務専念義務免除等、③ ①及び②の組み合わせ」	15.9% (令和元年度)	50% (令和6年度)

4-⑮ 雇用主及び労働者（管理職・従業員等）への男女平等に向けた啓発

女性が能力を発揮して活躍し、男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、男女平等参画の取組が中小企業を含め幅広く促進されるよう啓発活動や情報提供に努めるとともに、女性の活躍推進企業の好事例を積極的に情報発信します。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
52 重点	女性の活躍推進 企業認定・表彰 制度（企業部門）	女性がいきいきと活躍できるような取組をしている企業を認定・表彰することにより、企業における女性の活躍を支援します。	認定企業 130 社 個人表彰 24 人 中小企業部門 25 社	スポーツ 市民局
53 重点	女性の活躍に 向けた中小企業 への啓発	女性の活躍推進企業の取組について広く情報発信を行い、他の市内企業への普及・啓発を図ります。また、女性も男性もともに働きやすい職場環境・風土の実現に向けた企業向けセミナー等を実施します。	企業向け研修 3 回 女性活躍応援企業見える 化サイトでの情報提供	スポーツ 市民局
54	雇用等に関する 相談事業	労働条件や労働福祉など、あらゆる労働問題に関して、電話での相談のほか、面談やメール等による相談を実施します。	労働相談件数 383 件	経済局
55	雇用等における 男女平等に 関する情報提供	労働に関する情報や男女が働きやすい職場環境づくり、女性活躍推進のための情報について、窓口や市公式ウェブサイトなどを通じ市民へ提供します。	女性活躍応援企業見える 化サイトでの情報提供 女性活躍推進企業と女子 大学生の交流会 3 大学 企業展等での P R の実施 市公式ウェブサイト等における広報啓発	スポーツ 市民局 経済局

4-⑯ 働く場における女性の活躍推進

働きたいという希望を持つ女性が就業できるよう、職業能力開発の機会を設けることや就業に向けた情報提供等を行います。また、起業等の多様な働き方を選択する女性や、自営業等に携わる女性に対する支援を行うとともに、そうした活躍する女性の情報発信にも取り組みます。特に、テレワークの導入やオンラインの活用が進むことで広まった多様で柔軟な勤務形態が、女性の活躍や男女間の格差是正につながるよう、「新たな日常」における働き方とスキルアップをセットで情報提供等を行います。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
56	女性の職業能力 開発支援 重点	男女平等参画推進センター等において女性の職業能力開発のための講座等の充実を図るとともに、企業の女性管理職による交流会を実施し、異業種間での交流を図ります。	講座等の実施 男女平等参画推進センター 10回 研修の実施 2回	スポーツ 市民局
57	女性の再就職支援	女性の再就職の支援のために、資格取得や就職活動を支援するセミナーや働く動機付けとなるような研修を充実します。	講座等の実施 男女平等参画推進センター 8回 なごやジョブサポートセンター 10回	スポーツ 市民局 経済局
58	女性の起業支援	女性の起業を支援していくための講座やセミナーを開催するとともに、創業に関しての相談を実施します。	講座等の実施 男女平等参画推進センター 4回 創業相談の実施 相談等延べ件数 1,510件	スポーツ 市民局 経済局
59	関係機関等との連携した就業支援	男女平等参画推進センターがなごやジョブサポートセンター等と連携するなど、女性が着実に就業できるよう、さまざまな支援を行います。	関係機関と連携した出張相談の実施 女性活躍応援企業見える化サイトで関係機関の情報を提供	スポーツ 市民局
60	自営業等に従事する女性への支援	農業に従事する女性の経済的地位の向上や働きやすい環境づくりに向けた意識啓発を実施します。	愛知県農村生活アドバイザー認定事業 既認定者 11人 家族経営協定 締結戸数 27戸	緑政土木局

4-⑪ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた家庭生活への支援

女性も男性も安心して働き続けることができるよう、子育て支援策や介護支援策等におけるサービスの質と量の確保に努めます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
61	保育所等利用 待機児童対策	民間保育所等の整備や小規模保育事業所の設置など、さまざまな手法により利用枠を拡大するとともに、個々のニーズに即した、きめ細かな支援策を強化していきます。	保育所等の整備 35 か所	子ども 青少年局
62	多様な子育て 支援事業	子育て支援を充実するため、保護者の多様な就労形態などに対応できるよう、多様な子育て支援事業を実施します。	延長保育及び夜間保育 420 か所 休日保育 16 か所 一時保育 61 か所 預かり保育 23 か所 病児・病後児デイケア 22 か所 子ども・子育て支援センターの運営 のびのび子育てサポート事業活動件数 21,987 件 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約 106 か所 エリア支援保育所事業 29 か所 幼稚園・心の教育推進プランの子育て支援事業の実施 母子健康手帳の交付 20,365 件	子ども 青少年局 教育委員会

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
63	放課後児童健全育成事業の推進	留守家庭児童の健全育成を図るため、地域の留守家庭児童育成会に対する運営費助成等を実施します。また、全小中学校で実施している教育事業であるトワイライトスクールを基盤に、保護者が就労などにより家庭にいない児童に対して、より生活に配慮した事業であるトワイライトルームを、地域の子育て家庭の状況などをふまえて実施します。	留守家庭児童健全育成事業実施か所数 190 か所 トワイライトルーム実施か所数 48 か所	子ども 青少年局
64	介護を必要とする方とその家族への支援	介護を必要とする方やその家族が安心して生活できるよう、在宅サービスの充実や施設・居住系サービスの整備を進めるとともに、事業者情報などの提供に努めます。	介護サービスの提供体制の充実 小規模多機能型居宅介護利用者数 1,319 人／月 看護小規模多機能型居宅介護利用者数 96 人／月 定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用者数 653 人／月 特別養護老人ホーム 100 人分着工 「NAGOYAかいごネット」による情報提供 介護サービスの情報公表制度の実施	健康福祉局
65	育児・介護休業者への支援	男女平等参画推進センター等において、職場復帰準備セミナー等を実施し、育児・介護休業者を支援します。	セミナー等の実施 男女平等参画推進センター 5 回	スポーツ 市民局

4-⑩ 仕事と子育て・介護との両立支援に向けた事業者への支援

女性も男性も、子育てや介護などの際にキャリアを中断させることなく働き続けることができるよう、就業と子育てや介護との両立に関する情報提供を行うとともに、長時間労働の削減に向けた啓発等、企業等における両立支援の取組を促進します。さらに、企業等の模範となるべく、市役所職員の両立支援に向けた取組をすすめます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
66 重点	企業への両立支援に向けた啓発事業	企業においてワーク・ライフ・バランスが推進されるよう啓発を行います。事業主や管理職等が、労働時間管理の手法等に関する研修会等を実施する場合に、社会保険労務士等を派遣したり、男女平等参画に関する講演会や研修等を実施する場合に、講師を派遣します。	労働法令研修講師派遣 4回 働き方改革の推進 セミナー 5回 専門家派遣 40社 認証企業社 178社 市公式ウェブサイト等における広報啓発	スポーツ 市民局 経済局
67 重点	子育て支援企業認定・表彰制度	社会全体で子育てにやさしいまちづくりをすすめるため、子育てにやさしい活動を積極的に行っている企業を認定し、そのうち特に優れた活動を行う企業を表彰します。	子育て支援企業認定数 213社	子ども 青少年局
68 重点	ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度	ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等について、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認証します。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認証企業数 178社	経済局



事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
69	市役所における 両立支援の推進	仕事と子育てを両立しやすい職場づくり に向けて、「職員子育て支援ハンドブック」の配布や、育児休業復帰者支援研修 など両立支援のための事業をすすめます。	「職員子育て支援ハンドブック」を更新・配布 研修の実施 タイムマネジメント研修 3回 ワーク・ライフ・バランス推進研修 1回 育児休業者職場復帰支援研修 4回 介護休暇 仕事と子育て両立支援相談員の配置 男性職員の育児休業等取得率 15.9% 旧姓使用の実施	総務局

目標5 家庭・地域における男女平等参画の促進

女性も男性も若いうちから人生 100 年時代を意識し、経済的自立や自己実現のための仕事と家事・育児・介護といったケアワークに主体的にかかわることが、生涯にわたって自立した生活を維持することに役立ちます。そのため、男女平等参画に対する理念や意識は、雇用等の場のみならず、家庭や地域の場においても、生涯を通じて必要とされます。

女性の就労面での活躍推進が徐々にすすめられている一方で、家事・育児・介護等について依然としてその多くを女性が担う状況が続いています。また、ライフコースやライフスタイルが多様化したことに伴い、女性も男性もひとり親や未婚・単身世帯などの生き方を選択する等、世帯構造が変化しています。こうした状況の中で、男性が家庭において家事・育児・介護等に積極的に関わっていくことが重要となっています。男女平等参画の視点を踏まえた働き方や生き方等の推進について意識啓発をすすめるとともに、市民生活の身近な場面である地域においても男女がともに支えあい、活躍できるよう働きかけをしていきます。

また、年齢に関わりなく就業機会の確保が求められていることや、高齢の男性の地域活動や家事への参画が進んでいないこと、高齢の女性の貧困率が高い傾向にあることなどを踏まえ、高齢期において自立した生活を維持し、生きがいをもって活躍できるよう支援します。

さらに、地域活動の一つである防災活動においても東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震の発生が懸念されていることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大が重なるなどの複合的な災害も懸念されることから、男女平等参画の視点を踏まえて災害に備えることが必要です。

このような取組により、家庭・地域生活においても、男女がともに自立し、その個性と能力が活かされている社会の実現をめざします。

【方針】

- ⑯ 男性の家事・育児・介護等への参画促進
- ⑰ 地域活動における男女平等参画の促進
- ⑱ 高齢期における男女の就業・社会参画支援
- ⑳ 防災における男女平等参画の促進

成果指標	現状値	目標値
平日 1 時間以上家事を行う有職男性の割合	24.9% (令和元年度)	40% (令和 6 年度)
地域活動の委員（区政協力委員・災害対策委員）の女性比率	18.1% (令和 2 年度)	21.5% (令和 7 年度)
名古屋が子育てしやすいまちだと思ふ人の割合	82.9% (令和元年度)	84% (令和 7 年度)

5-⑱ 男性の家事・育児・介護等への参画促進

共働き世帯が増加する中で、家事等の負担の多くを女性が担っている状況は女性が働く場で活躍することを困難にする場合があります。また、成人の未婚者とその親からなる世帯や高齢者の単身世帯の増加等、世帯構造が変化しているため、男性が生涯を通じて家事・育児・介護等に参画することの重要性が高まっています。男性の家庭生活における参画を促進するため、意識啓発や情報提供を行います。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
70 重点	男性の家事・育児への参画支援	男女平等参画推進センターや女性会館、子ども・子育て支援センター、保健センター等において、男性の家事・育児への参画を促進するための講座・セミナー等を実施します。	講座等の実施 男女平等参画推進センター 2回 生涯学習センター 2回 子ども・子育て支援センター等 66回 両親学級（パパママ教室） 463回 親学企業への講師派遣 1件 メールマガジン配信 4回 リーフレット等配布	スポーツ 市民局 子ども 青少年局 教育委員会
71 重点	男性の介護への参画支援	男女平等参画推進センターや介護実習・普及センター等において、介護についての知識や技術を習得する講座・研修等を実施し、男性の介護への参画を支援します。	家族介護者教室 37回 認知症の方を介護する家族への支援 家族教室 285回 家族サロン 332回 医師の専門相談 329回 認知症サポーターの養成講座 718回 認知症の方を介護する家族ピアサポート 家族支援プログラム 6回 家族交流会 9回	スポーツ 市民局 健康福祉局

5-⑳ 地域活動における男女平等参画の促進

多様化する地域課題・ニーズに対応するとともに活力ある持続可能な地域づくりのため、男女がその性別役割に固定されることなく、それぞれの能力を発揮してさまざまな地域活動に参画することができるように働きかけます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
72	重点 地域活動における男女平等参画の啓発	地域で開催する講座、セミナーなどさまざまな場面において、「男女平等参画」に関する啓発資料を配布するとともに、地域で活動する区政協力委員、民生委員・児童委員、保健環境委員において、男女がともに参加することへの意義についての理解と周知を図ります。	啓発資料の配布 地域コミュニティ活性化の推進 大学と連携し、学生に地域活動に参加する場所を提供 コミュニティ講習会 5 回	スポーツ 市民局 健康福祉局
73	地域活動における子育て支援事業への参画	子育て家庭が安心して子どもを養育することができるよう、地域の中で子育ての相互援助活動の実施や、子育て親子の交流や育児相談を実施する場の設置など、地域で男女がともに子育てを支援する取組をすすめます。	のびのび子育てサポート事業活動件数 21,987 件 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援拠点・地域子育て支援センター・児童館等） 117 か所 名古屋市すくすくサポーターの子育て支援活動への派遣 524 回	子ども 青少年局
74	NPO等との連携	市民活動推進センターを運営するとともに、男女平等参画の視点を踏まえ、NPOなど地域活動を行っている団体とのネットワークの構築、連携を促進します。	市民活動推進センターの運営（設立、運営支援） 男女平等参画推進センターでのNPO・NGO、市民団体への事業委託 1 回 イーブルなごやフェスティバルの実施	スポーツ 市民局

5-② 高齢期における男女の就業・社会参画支援

人生 100 年時代を見据え、生涯にわたって自立した生活を維持し、高齢者が他の世代とともに社会の重要な一員として生きがいをもって活躍できるよう、高齢期の女性・男性の豊かな経験を活かした就業を支援するとともに、地域での活躍など社会参画の支援・相談に取り組みます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
75	高齢者の就業支援	高齢者が豊かな知識や経験を生かして就業できるよう、シルバー人材センターにおいて臨時的・短期的な仕事の紹介を行うとともに、高齢者就業支援センターにおいて就業に関する情報提供や技能講習を開催します。	高齢者就業支援センターの運営 シルバー人材センター会員数 8,445 人	スポーツ 市民局 健康福祉局
76	高齢者の社会参画支援	高齢期の男女の地域活動への参加を支援するために、老人クラブ活動を促進するほか、福祉会館や鯉城学園の運営をすすめます。	老人クラブ会員数 56,026 人 鯉城学園定員 1,520 人 福祉会館利用者数 729,603 人 地域支えあい事業の実施	健康福祉局
77	高齢者に対する相談事業	高齢者が安心して暮らせるように、いきいき支援センターや高齢者虐待相談センター等において、さまざまな相談事業を実施します。	高齢者虐待相談支援事業の実施 いきいき支援センターの運営	健康福祉局



5-② 防災における男女平等参画の促進

東日本大震災の教訓等から、防災分野においても男女平等参画の視点に立った対応が課題となっています。また、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が感染症の流行時に発生する場合も想定して、災害発生時の避難所運営等における女性や子育て家庭へのニーズに対する配慮や、意思決定の場に女性が参画できるよう、平常時から防災対策についての広報啓発や地域防災力の向上などに取り組めます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
78 重点	防災対策についての広報啓発	男女平等参画推進センター等で開催する講座、セミナーを通じ、広範な市民に男女平等参画の視点を持った防災対策を働きかけます。	講座等の実施 男女平等参画推進センター 1 講座 区における男女平等参画推進事業 4 区	スポーツ 市民局 各区
79	地域防災力の向上	児童生徒や教員に対し、男女平等参画の視点に立った防災教育を実施するとともに、地域における助け合いの仕組みづくり等を推進し、地域防災力を高めます。	助け合いの仕組みづくり実施 消防団員募集キャンペーン等の実施 自主防災組織の結成促進及び活動支援 防災安心まちづくり事業の実施 学校における防災教育の実施	防災危機 管理局 教育委員会 消防局
80	性別に配慮した避難所運営	性別に配慮した避難所の運営について掲載している避難所運営マニュアルに基づき、市民参加型の訓練を実施するとともに、性別に配慮した災害救助物資を備蓄します。また、女性の視点を取り入れた防災啓発冊子を活用した啓発を実施します。	指定避難所開設・運営訓練の実施 265 学区 生理用品の備蓄 149,644 枚 女性の視点を取り入れた防災啓発冊子の作成	防災危機 管理局

事業	事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
81	災害時における 相談支援	災害時対応相談マニュアルの整備	スポーツ 市民局



資料編

・ 成果指標一覧	63
・ 参考データ	64
・ 基本計画 2025 の策定経過	66
・ 第 9 期名古屋市男女平等参画審議会委員	67
・ 第 9 期名古屋市男女平等参画審議会審議経過	68
・ 男女平等参画推進なごや条例	69
・ 男女平等参画推進なごや条例施行規則	73
・ 名古屋市男女平等参画推進センター条例	76
・ 名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則	78
・ 名古屋市男女平等参画推進協議会規程	81
・ 男女共同参画社会基本法	82
・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	86
・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）	94
・ 男女平等参画に関する年表	99

成果指標一覧

成果指標		現状値	目標値
目標 1	「デートDV」という言葉の認知度	43.9% (令和元年度)	55% (令和6年度)
	がん検診受診率 (①子宮がん・②乳がん)	① 59.0% ② 49.0% (令和元年度)	① 65% ② 55% (令和7年度)
	「性的少数者 (セクシュアル・マイノリティ)」という言葉の認知度	65.5% (令和元年度)	75% (令和6年度)
目標 2	男女の地位が平等と感じる市民の割合 (社会全体)	19.2% (令和元年度)	23% (令和7年度)
目標 3	市の審議会等への女性委員の登用率	35.1% (令和2年4月)	40%以上 60%以下 (令和7年度)
	市職員の女性管理職員の割合 (全職種)	14.2% (令和2年4月)	15% (令和7年4月)
	市立小中特別支援学校の校長・教頭に占める女性の割合	16.4% (令和2年4月)	19% (令和7年4月)
目標 4	仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	39.3% (令和元年度)	41% (令和7年度)
	女性の活躍推進企業認定・認証数	155 社 (令和元年度)	210 社 (令和7年度)
	子育て支援企業認定数	213 社 (令和元年度)	230 社 (令和7年度)
	ワーク・ライフ・バランス推進企業認証企業数	178 社 (令和元年度)	210 社 (令和7年度)
	市男性職員の育児休業取得率	15.9% (令和元年度)	50% (令和6年度)
目標 5	平日1時間以上家事を行う有職男性の割合	24.9% (令和元年度)	40% (令和6年度)
	地域活動の委員 (区政協力委員・災害対策委員)の女性比率	18.1% (令和2年度)	21.5% (令和7年度)
	名古屋が子育てしやすいまちだと思ふ人の割合	82.9% (令和元年度)	84% (令和7年度)

参考データ

参考データ		現状値
目標 1	女性のための総合相談件数（電話・面接・専門相談等）	3,801 件 (令和元年度)
	男性のための相談件数	152 件 (令和元年度)
	基本的人権が尊重されている社会だと思う市民の割合	67.5% (令和元年度)
	なごや人権啓発センターの年間来館者数	33,281 人 (令和元年度)
	DV を人権侵害と認識する人の割合	93.8% (令和元年度)
	「DV（ドメスティック・バイオレンス）」という言葉の認知度	94.5% (令和元年度)
	女性福祉相談延件数(配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所等)	12,624 件 (令和元年度)
	名古屋市における母子世帯の年間総収入の平均額	319.3 万円 (平成 30 年度)
	名古屋市における父子世帯の年間総収入の平均額	570.4 万円 (平成 30 年度)
	成人の週 1 回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合	55.8% (令和元年度)
目標 2	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	58.0% (令和元年度)
	男女の地位が平等と感じる市民の割合（職場）	20.6% (令和元年度)
	男女の地位が平等と感じる市民の割合（政治の場）	8.1% (令和元年度)
	男女の地位が平等と感じる市民の割合（学校教育の場）	51.3% (令和元年度)
	男女の地位が平等と感じる市民の割合（地域活動の場）	35.2% (令和元年度)
	イーブルなごや（男女平等参画推進センター・女性会館）の年間来館者数年間来館者数	238,172 人 (令和元年度)
	イーブルなごや（男女平等参画推進センター・女性会館）ウェブサイト の年間閲覧件数	63,175 件 (令和元年度)
目標 3	市職員の女性の係長昇任選考受験率（全職種）	6.6% (令和元年度)
	名古屋市会における女性議員割合	26.5% (令和元年)
	区政協力委員における学区代表の女性割合	4.9% (令和 2 年 4 月)
	民生委員・児童委員における学区代表の女性割合	57.9% (令和 2 年 12 月)
	保健環境委員における学区代表の女性割合	40.6% (令和 2 年 4 月)

参考データ		現状値
目標 4	働く意欲があるが、現在働く場がなくて困っている市民の割合	4.1% (令和元年度)
	名古屋市における 25 歳から 44 歳までの女性の労働力率 ※平成 27 年国勢調査（総務省）より作成。 ※労働力率は、「労働力人口（就業者＋完全失業者）」／「25 歳～44 歳人口」×100。	64.4% (平成 27 年度)
	名古屋市における非正規労働者の割合（女性）	55.8% (平成 29 年度)
	名古屋市における非正規労働者の割合（男性）	20.4% (平成 29 年度)
	保育所等利用待機児童数 ※国の調査要領に基づく除外児童数を除く。	0 人 (令和 2 年 4 月)
	放課後児童健全育成事業の①実施箇所数・②児童数	① 238 か所、②18,711 人 (令和元年度)
	職場に育児休業制度があると回答した割合	60.3% (令和元年度)
	職場に介護休業制度があると回答した割合	48.0% (令和元年度)
	市職員の 1 人あたりの年間超過勤務時間数	130 時間 (令和元年度)
	市職員の 1 人あたりの年次休暇取得日数	14.8 日 (令和元年度)
目標 5	生きがいや楽しみを持って生活していると感じている高齢者の割合	80.2% (令和元年度)
	就労や地域活動・ボランティア・NPO 活動等に参加している高齢者の割合	51.5% (令和元年度)
	困ったときに相談できる人が隣近所や地域にいる高齢者の割合	68.5% (令和元年度)
	消防団員の女性割合	8.2% (令和 2 年度)
	避難所開設・運営訓練等の学区実施率	99% (令和元年度)

基本計画2025の策定経過

年月日	事 項
令和元年 9 月 2 日	第 9 回男女平等参画に関する基礎調査（～9 月 20 日）
令和 2 年 2 月 18 日	第 9 期名古屋市男女平等参画審議会に次期「男女平等参画基本計画」の策定に向けた基本的な方向性及び取り組むべき施策について諮問
8 月 7 日	名古屋市男女平等参画推進協議会 幹事会にて審議
11 月 9 日	第 9 期名古屋市男女平等参画審議会から次期「男女平等参画基本計画」の策定に向けて答申
11 月 12 日	名古屋市男女平等参画推進協議会 幹事会にて審議
12 月 7 日	名古屋市男女平等参画推進協議会にて審議
12 月 18 日	名古屋市会 総務環境委員会にて所管事務調査
12 月 25 日	名古屋市男女平等参画基本計画案パブリックコメント （～1 月 25 日）
令和 3 年 2 月 3 日	名古屋市男女平等参画推進協議会 幹事会にて審議
2 月 17 日	名古屋市男女平等参画推進協議会にて審議
3 月	「名古屋市男女平等参画基本計画 2025」策定・公表

第9期 名古屋市男女平等参画審議会委員

(任期：2019年4月1日～2021年3月31日)

(50音順、敬称略)

委員氏名	役職等	部会所属
秋吉 麻里	連合愛知名古屋地域協議会 女性代表	
安藤 究	名古屋市立大学 教授	答申案作成部会
石川 泰三	愛知県中小企業団体中央会 専務理事	
伊藤 麻美	NPO法人ビタショコ 理事長	
犬飼 千絵子	弁護士(愛知県弁護士会)	答申案作成部会
小倉 祥子	相山女学園大学 教授	答申案作成部会
桑田 啓子	公募委員	
榊原 輝重	NPO法人ファザーリング・ジャパン (税理士)	答申案作成部会
副会長 末盛 慶	日本福祉大学 准教授	答申案作成部会
鈴木 啓介	公募委員	答申案作成部会
玉田 弘	愛知教育大学 特任教員	
田村 哲樹	名古屋大学 教授	
橋本 りゑ子	名古屋市地域女性団体連絡協議会 書記 ※2019年4月1日～2020年6月30日	答申案作成部会
会長 宮坂 靖子	金城学院大学 教授	答申案作成部会 (部会長)
柳本 祐加子	中京大学 法務総合教育研究機構 専任教授	
横地 道代	名古屋市地域女性団体連絡協議会 書記 ※2020年7月1日～2021年3月31日	答申案作成部会

15名(女性8名、男性7名)

第9期 名古屋市男女平等参画審議会 審議経過

年 月 日	会 議 名	主 な 内 容
2020 年 2 月 18 日 (令和 2 年)	全 体 会 (第 3 回)	・次期基本計画の策定について ・部会設置の承認及び部会長の選出等 ・諮問文を交付
6 月 15 日	答申案作成部会 (第 1 回)	・次期基本計画の目標・方針・取り組むべき施策について
7 月 20 日	全 体 会 (第 4 回)	・次期基本計画の目標・方針・取り組むべき施策について（答申案作成部会での審議内容など）
9 月 28 日	答申案作成部会 (第 2 回)	・成果指標について ・次期基本計画答申文案について
10 月 30 日	全 体 会 (第 5 回)	・次期基本計画答申案について （答申案作成部会での審議内容等について説明後、意見交換、決定）
11 月 9 日	—	・答申

※上記のほか、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、書面による意見交換を実施。

男女平等参画推進なごや条例

平成 14 年 3 月 29 日
条例第 43 号

目次

前文

第 1 章	総則(第 1 条—第 5 条)
第 2 章	性別による権利侵害の禁止(第 6 条・第 7 条)
第 3 章	基本的施策等(第 8 条—第 19 条)
第 4 章	苦情の処理(第 20 条)
第 5 章	拠点施設(第 21 条)
第 6 章	名古屋市男女平等参画審議会(第 22 条)
第 7 章	雑則(第 23 条)
附則	

わたくしたちのまち、名古屋市は、まちづくりの基本理念に人間性の尊重を掲げ、人間性豊かなまちを目指して、積極的に男女共同参画社会の実現に取り組んできた。

これは、個人の尊厳と法の下での平等を高らかにうたう日本国憲法の理念を推進する基本的な取組であるとともに、国が男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定するに至った流れや、国際婦人年以降連帯して性差別の解消と女性の地位向上に取り組んできた国内外の動向と協調した行動でもあった。

しかしながら、今なお性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度や慣行があり、女性と男性の社会への参画の状況においても偏りが見られるなど、女性と男性が平等に参画するには、なお一層の努力が求められている。

これらを踏まえ、女性も男性も互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等に参画し、共に責任を担い利益を受けることができる男女共同参画社会を実現させることが今後も重要である。

わたくしたちは、男女共同参画社会の実現のために、女性と男性の平等とあらゆる分野への参画を推進することによって、安心して暮らせる活気のあるまち、なごやをつくることを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等及び参画(以下「平等参画」という。)の推

進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、平等参画を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず、市民一人一人の個性が輝き、安心して希望を持って暮らせる社会をつくることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 平等参画は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)の趣旨を踏まえた次の各号に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 女性及び男性は、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、自立した個人として能力を発揮する機会が均等に確保されることその他の人権が尊重されること。
- (2) 女性及び男性は、社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に平等に参画する機会を確保されること。
- (3) 女性及び男性は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において自らの意思と責任において、多様な活動が選択できるよう配慮されること。
- (4) 女性及び男性は、相互の協力と社会の支援の下、育児、介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動に対等に参画し、両立できるように配慮されること。
- (5) 女性及び男性は、互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、健康と自らの決定(以下「性と生殖に関する健康と権利」という。)が尊重されること。
- (6) 平等参画は、国際的な理解及び協調の下に推進されること。

(市の責務)

第 3 条 市は、平等参画の推進を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、平等参画の推進に関する施策(以下「推進施策」という。)を

総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、推進施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、市民及び事業者と協力し、連携して推進施策を実施しなければならない。
- 4 市は、率先して平等参画の実現に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、平等参画に関する理解を深め、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、積極的に平等参画を推進するとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、平等参画に関する理解を深め、基本理念にのっとり、事業活動に関し、積極的に平等参画を推進するとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

- 第6条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント(相手の望まない性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識に基づく言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいう。)を行ってはならない。
 - 3 何人も、ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に対する身体又は精神に著しく苦痛を与える暴力その他の行為をいう。)を行ってはならない。

第7条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現その他不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策等

(基本計画)

- 第8条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、平等参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ名古屋市男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
 - 4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
 - 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

- 第9条 市は、毎年度、平等参画の推進状況、推進施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。
- 2 市は、公表後、市民及び事業者の意見を反映させた評価を行い、その結果を推進施策に反映させるよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の防止及び支援)

第10条 市は、性別による権利侵害の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(性と生殖に関する健康と権利の支援)

第11条 市は、性と生殖に関する健康と権利が十分に尊重されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(参画機会の拡大及び是正措置)

- 第12条 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、女性と男性の間に参画する機会の格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 市は、審議会等の委員を委嘱し、任命する場合には、女性及び男性の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。
 - 3 市は、平等参画を推進するため、女性職員の管理職等への登用及び能力開発に努めなければならない。

(雇用等の分野における平等参画の推進)

第 13 条 市は、事業者に対し、雇用の分野において平等参画が推進されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、平等参画に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。

3 市は、必要があると認めるときは、市と取引関係がある事業者及び補助金の交付を受ける者に対し、平等参画の推進に関し報告を求め、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第 14 条 市は、女性及び男性が共に、育児、介護その他の家庭生活における活動と職業生活、地域生活等における活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(市民等に対する支援)

第 15 条 市は、平等参画を推進する活動を行う市民及び事業者(当該活動を主として行うものに限る。)に対し、それらの主体性に留意して情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学習及び教育に対する支援等)

第 16 条 市は、平等参画について理解が深まるように、市民の幼児期からの学習を支援するとともに、学校教育、家庭教育その他の教育において、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 17 条 市は、国及び他の地方公共団体と協力し、連携して推進施策を実施するものとする。

(国際的協調)

第 18 条 市は、国際的な理解及び協調の下に平等参画を推進するため、市民と外国人との交流の促進、国際機関等との情報交換等必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究及び情報の提供)

第 19 条 市は、平等参画の推進に関し、必要な調査研究を定期的に行うとともに、情報及び資料を収集し、市民へ提供しなければならない。

第 4 章 苦情の処理

(苦情の処理)

第 20 条 市長の附属機関として、名古屋市男女平等参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 市民及び事業者は、市が実施する推進施策若しくは平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は平等参画の推進を阻害する要因による人権侵害に対する苦情がある場合、市長に申し出ることができる。

3 市長は、前項の申出があった場合、規則の定めるところにより、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命ずるものとする。

4 苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができる。

5 市長は、前項の意見を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び意見並びに講じた措置の内容を申出人に通知しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、苦情の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 拠点施設

(拠点施設)

第 21 条 市は、推進施策を実施するとともに、市民及び事業者による平等参画の推進に関する取組を支援するため、別に条例で定めるところにより、総合的な拠点施設を設置するものとする。

第 6 章 名古屋市男女平等参画審議会

(名古屋市男女平等参画審議会)

第 22 条 市長の附属機関として、名古屋市男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び平等参画の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

3 審議会は、平等参画の推進に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織し、委員の一部は公募する。

- 5 女性又は男性のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができ
る。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第20条から第22条までの規定は、規則で定める日から施行する。
(平成14年規則第118号で第22条の規定は平成14年8月1日から施行)
(平成14年規則第152号で第20条の規定は平成14年11月1日から施行)
(平成15年規則第77号で第21条の規定は平成15年6月18日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に定められている平等参画の推進に関する市の基本計画であって、推進施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第8条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

男女平等参画推進なごや条例施行規則

平成 14 年 11 月 1 日
規則第 151 号

名古屋市男女平等参画審議会規則（平成 14 年名古屋市規則第 117 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 男女平等参画苦情処理委員（第 2 条—第 13 条）
- 第 3 章 男女平等参画審議会（第 14 条—第 20 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

- 第 1 条 この規則は、男女平等参画推進なごや条例（平成 14 年名古屋市条例第 43 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 男女平等参画苦情処理委員

（苦情処理委員）

- 第 2 条 条例第 20 条第 1 項に規定する名古屋市男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）は、3 人以内とし、人格が高潔で、男女平等及び参画の推進並びに行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 苦情処理委員のうち、1 人以上は法律に関し学識経験を有する者とし、女性及び男性の苦情処理委員は、それぞれ 1 人以上としなければならない。
- 3 苦情処理委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 苦情処理委員は、再任されることができる。ただし、連続して 4 回委嘱されることはできない。
- 5 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

（服務）

- 第 3 条 苦情処理委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 苦情処理委員は、政党その他の政治的団体の役員となることができない。
- 3 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員又は長と兼ねることができない。

（市長への申出の方式）

- 第 4 条 条例第 20 条第 2 項の規定による申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。ただし、市長が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

- (1) 申出をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに電話番号
 - (2) 申出の趣旨及び理由
 - (3) 他の機関への相談等の状況
 - (4) 申出に係る人権の侵害があつた日（平等参画の推進を阻害する要因による人権侵害に対する苦情の申出（以下「人権侵害に対する苦情の申出」という。）の場合に限る。）
 - (5) 申出の年月日
- 2 前項ただし書の規定により口頭で申出をしようとするときは、前項第 1 号から第 4 号までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、市長は、その内容を録取するものとする。
- 3 申出をした者は、当該申出に対する処理が終了するまでの間、いつでも書面により申出の取下げをすることができる。

（調査及び処理）

- 第 5 条 市長は、前条の申出があつたときは、担当の苦情処理委員を指定して、事案の調査及び処理を命ずるものとする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは、委員全員をもって構成する合議体に調査及び処理を命ずることができる。
- 3 市長は、前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命じないものとする。
- (1) 判決、裁決等により確定した事項

- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の紛争の解決の援助の対象となる事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 条例又はこの規則の規定に基づく苦情処理委員の行為に関する事項
- (6) 申出をした者から当該申出の取下げがあった事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員に調査及び処理を命ずることが適当でないと認める事項

- 4 市長は、調査及び処理を命じた事案が、前項第2号、第4号又は第6号に該当するに至ったときは、苦情処理委員に調査及び処理の中止を命ずるものとする。
- 5 市長は、人権侵害に対する苦情の申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から1年を経過した日以後にされたときは、苦情処理委員に当該申出について調査及び処理を命じないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 6 市長は、苦情処理委員に調査及び処理を命じたときは、その旨を当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。
- 7 市長は、当該申出に対する処理を行う間、必要があると認めるときは、当該申出をした者に対し、処理の経過を通知するものとする。
- 8 市長は、調査及び処理をしないとき並びに調査及び処理の中止を命じたときは、その旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

（調査開始の通知等）

- 第6条 苦情処理委員は、調査を開始するときは、その旨を申出に係る市の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。ただし、人権侵害に対する苦情の申出の場合において、相当な理由があるとき、この限りでない。
- 2 苦情処理委員は、当該市の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求め、又は関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

- 3 苦情処理委員は、市長から調査及び処理の中止を命じられたときは、その旨及びその理由を調査の開始を通知した市の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。

（助言、是正の要望等）

第7条 市長は、条例第20条第4項の意見を受けた場合において、必要があると認めるときは、書面により、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 当該申出に係る市の機関 是正の指示
- (2) 当該申出に係る関係者 助言又は是正の要望

（調査結果等の通知）

第8条 市長は、助言、是正の指示又は是正の要望を行わないときは、その旨を、速やかに、第6条第1項の規定により調査開始の通知をした市の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。

（是正の指示に対する措置の報告）

第9条 第7条に規定する是正の指示を受けた市の機関は、当該是正の指示に基づいて措置を講じたときは、その旨を書面により原則として50日以内に市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告を受けた後も、必要があると認めるときは、当該措置に係るその後の経過について、当該市の機関に対し報告を求めることができる。

（事案の処理の状況の報告等）

第10条 苦情処理委員は、毎年度1回、事案の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項の報告書及び次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、公表に当たって個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な配慮をしなければならない。

- (1) 市長が申出に係る市の機関に対して行った是正の指示
- (2) 前号の是正の指示に対して、市の機関が講じた措置

（身分証明書）

第11条 苦情処理委員は、職務を行う場合には、その身分を示す証明書

(別記様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(庶務)

第12条 苦情処理委員の庶務は、スポーツ市民局において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、苦情処理委員に関して必要な事項は、市長が定める。

第3章 男女平等参画審議会

(男女平等参画審議会委員)

第14条 条例第22条第1項に規定する名古屋市男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)の委員は、市民、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 市民のうちから委嘱する委員は、条例第22条第4項の規定により市長が公募により委嘱する委員とする。

3 前項に定めるもののほか、委員の公募に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第15条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第17条 審議会には、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、会長が指名する。

5 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

7 前条の規定は、部会の会議の招集、定足数及び表決について準用する。

(関係者の出席)

第18条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第19条 審議会の庶務は、スポーツ市民局において処理する。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 最初に委嘱される苦情処理委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則(令和2年規則第49号)抄

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市男女平等参画推進センター条例

平成 15 年 3 月 31 日
条例第 38 号

(設置)

第 1 条 男女平等参画推進なごや条例（平成 14 年名古屋市条例第 43 号）第 21 条の規定に基づき、次のように男女平等参画推進センターを設置する。

名称 名古屋市男女平等参画推進センター

位置 名古屋市中区大井町 7 番 25 号

(目的及び事業)

第 2 条 名古屋市男女平等参画推進センター（以下「センター」という。）は、男女平等及び参画（以下「平等参画」という。）の推進に関する施策を実施するとともに、市民及び事業者による平等参画の推進に関する取組を支援することを目的とする。

2 センターは、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 平等参画の推進のための調査及び研究
- (2) 平等参画の推進に関する情報の収集、提供及び発信
- (3) 平等参画の推進のための講座及び研修の実施
- (4) 平等参画の推進に取り組む団体及び個人の相互交流の促進
- (5) 女性の自立支援のための相談及び助言の実施
- (6) その他平等参画の推進のため市長が必要と認める事業

(損害賠償等)

第 3 条 建物、設備その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第 4 条 センターの管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第 5 条 市長は、センターの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 センターの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところによ

り、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) 市民の平等利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、第 2 条第 1 項に規定するセンターの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

(4) 次の表の左欄に掲げる施設の指定管理者の指定を受けようとする者にあつては、同表右欄に掲げる施設を一体的に管理することができること。

センター	名古屋市女性会館条例（昭和 53 年名古屋市条例第 22 号）第 1 条の規定に基づき設置する名古屋市女性会館
------	---

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 6 条 指定管理者は、センターの開館時間及び休館日の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項のセンターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、休館日に開館することができる。

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 7 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第 2 条第 2 項第 2 号及び第 4 号に規定する事業並びに同項第 3 号に規定する事業のうち市長が定めるものの実施に関すること。

- (2) センターの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事。
- (3) その他市長が定める業務

（委任）

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成 15 年規則第 78 号で平成 15 年 6 月 18 日から施行。ただし、第 3 条から第 8 条まで、第 11 条及び第 12 条の規定は平成 15 年 5 月 6 日から施行）

附 則（平成 17 年条例第 25 号）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例第 11 条の 2 の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 21 年条例第 25 号）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年条例第 66 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 40 号）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例第 5 条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則

平成 15 年 5 月 6 日
規則第 79 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市男女平等参画推進センター条例（平成 15 年名古屋市長令第 38 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 名古屋市男女平等参画推進センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にあつては、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第 3 木曜日
- (2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

2 市長は、特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(行為の禁止等)

第 4 条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (3) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。
- (4) 建物その他の工作物を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。
- (5) その他センターの管理上支障があると認められる行為をすること。

(退館)

第 5 条 市長は、この規則に違反し、又は係員若しくは指定管理者若しくはその管理するセンターの管理の業務に従事している者の指示に従わない者に対し退館を命ずることができる。

(指定管理者の公募)

第 6 条 条例第 5 条第 1 項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 5 条第 1 項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 7 条 条例第 5 条第 2 項の規定によるセンターの指定管理者の指定の申請は、名古屋市男女平等参画推進センター指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2 条例第 5 条第 2 項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 センターの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第 8 条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成 28 年名古屋市条例第 16 号）第 1 条に基づく名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

（指定等の告示）

第 9 条 条例第 5 条第 4 項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
 - (2) 指定管理者の指定の期間
- 2 条例第 5 条第 4 項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日

（協定の締結）

第 10 条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、センターの管理に関する協定を締結するものとする。

- 2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 管理業務の具体的内容
 - (2) センターの管理費用として、本市が支払う金額
 - (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
 - (4) 管理業務を通じて取得した個人情報 の適正な取扱いのために講じる措置の内容
 - (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) その他市長が必要と認める事項

（事業報告書の提出）

第 11 条 指定管理者は、毎年度 5 月 31 日までに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 7 項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 管理業務の実施状況
 - (2) センターの使用状況
 - (3) センターの管理経費等の収支状況
 - (4) 前 3 号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

（委任）

第 12 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 15 年 6 月 18 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 許可の申請その他センターの施設を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 15 年規則第 82 号）

- 1 この規則は、平成 15 年 6 月 18 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 センターを管理委託等するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 17 年規則第 109 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項、第 5 条、第 8 条、第 9 条第 3 項、第 9 条の 2 及び第 12 条の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 90 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年規則第 19 号）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づく指定管理者の指定の申請に必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則の規定に基づいて提出されている使用料減免申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則（平成 21 年規則第 74 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 号様式の改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則の規定に基づいて提出されている使用料減免申請書は、この規則による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則（平成 22 年規則第 79 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 59 号）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申込書及び申請書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成 25 年規則第 68 号)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条及び第 4 号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則の規定に基づく指定管理者の指定の申請に必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成 29 年規則第 20 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年規則第 11 号)

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規則第 49 号)抄

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規則第 123 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別記様式 略

名古屋市男女平等参画推進協議会規程

昭和 52 年 12 月 10 日
達第 39 号

(設置)

第 1 条 本市に名古屋市男女平等参画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた、男女平等参画の推進に係る施策の総合的な企画に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けた、男女平等参画の推進に係る施策の連絡調整に関すること。

(構成)

第 3 条 協議会に会長、副会長、委員及び幹事を置く。

- 2 会長はスポーツ市民局主管副市長とし、副会長は他の副市長とする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめその定める順序により、その職務を代理する。
- 4 委員及び幹事は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 別表に掲げる職にある者
 - (2) 会長が指定する区の長及び企画経理室長の職にある者
 - (3) その他会長が指定する職にある者

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長、副会長及び委員をもって構成し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、必要のつど会長がこれを招集する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて、協議会及び次条に規定する分科会の事務について、委員を補佐する。

(分科会)

第 5 条 協議会には、必要に応じ、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、協議会により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を協議会に報告する。
- 3 分科会は、会長が指名する委員及び幹事をもって構成する。
- 4 分科会に分科会長を置き、会長が指名する。
- 5 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 分科会の会議は、分科会長がこれを招集し、分科会長は、会議の議長となる。

(関係職員の出席)

第 6 条 会長又は分科会長は、必要があると認めるときは、協議会又は分科会の会議に、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室において処理する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

以下省略

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
最終改正：平成一一年一月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、

経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成

の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員

（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業

生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関

- する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更した

ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚

生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が

特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実

施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。
(令元法二四・旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければ

ばならない。
(令元法二四・旧第十五条繰下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施すること

ができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関

係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
(令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正)

（秘密保持義務）

- 第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(令元法二四・旧第二十四条繰下)

（協議会の定める事項）

- 第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
(令元法二四・旧第二十五条繰下)

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

- 第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

（公表）

- 第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

きる。
(令元法二四・追加)

（権限の委任）

- 第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。
(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

（政令への委任）

- 第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。
(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

- 第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

- 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
 - 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者
 (令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正)

- 第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
 - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
 (令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正)

- 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 四 第十六条第五項において準用する職業安

定法第五十一条第一項の規定に違反して
秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二條繰下・一部改正)

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三條繰下・一部改正)

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四條繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七條を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二條 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三條 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八條第三項の改正規定（「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十五年法律第三十三号）第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四條 この法律（附則第一條第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄 (施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三條中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関

する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、

また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての

刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において

公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じ

て、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
 - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
 - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるか否かを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、

財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの

二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

以下省略

男女平等参画に関する年表

年	世界	日本	名古屋市
1945 (昭和 20)	・国際連合設立		
1946 (昭和 21)	・婦人の地位委員会発足	・日本初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布	
1967 (昭和 42)	・婦人に対する差別撤廃宣言		
1975 (昭和 50)	・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の 10 年」1976～1985 年	・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置	
1977 (昭和 52)		・「国内行動計画」策定	・市民局に「婦人問題担当室」設置 ・市長の私的諮問機関「婦人問題懇話会」設置 ・庁内の婦人問題推進組織「婦人問題推進協議会 (市長を会長)」設置
1979 (昭和 54)	・女子差別撤廃条約採択		
1980 (昭和 55)	・「国連婦人の 10 年」中間年世界会議 (コペンハーゲン)	・女子差別撤廃条約署名	・名古屋市基本計画策定 (婦人の項) ・世界会議に婦人調査団を派遣
1981 (昭和 56)		・「国内行動計画後期重点目標」策定	
1984 (昭和 59)			・「日本女性会議 '84 なごや」開催
1985 (昭和 60)	・「国連婦人の 10 年」世界会議 (ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法改正 ・男女雇用機会均等法公布 ・女子差別撤廃条約批准	・世界会議に婦人調査団を派遣
1987 (昭和 62)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
1988 (昭和 63)		・労働基準法改正 (週 40 時間制)	名古屋市新基本計画策定 (女性の項)
1989 (平成元)	・児童の権利に関する条約採択	・新学習指導要領告示	
1990 (平成 2)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・室名を「女性企画室」に変更 (懇話会、推進協議会の名称も合わせて変更)
1991 (平成 3)		・育児休業法公布 ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画 (第一次改定)」策定	
1993 (平成 5)	・世界人権会議 (ウィーン)	・パートタイム労働法公布、施行	
1994 (平成 6)	・第 4 回世界女性会議のためのエスカップ地域準備会議 (ジャカルタ) ・「ジャカルタ宣言」(地域行動計画を含む) 採択 ・国際人口・開発会議 (カイロ)	・児童の権利に関する条約批准 ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置	
1995 (平成 7)	・第 4 回世界女性会議 (北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・育児休業法改正 (介護休業制度の法制化)	・「男女共同参画プランなごや」策定 ・女性企画推進協議会を「男女共同参画推進協議会」に、女性企画懇話会を「男女共同参画懇話会」に改称 ・世界会議に女性海外派遣団派遣
1996 (平成 8)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	
1997 (平成 9)		・労働基準法改定 (女子保護規定撤廃)	・「男女共同参画推進会議」発足

年	世界	日本	名古屋市
		・男女雇用機会均等法改正（女子差別禁止、セクハラ防止義務） ・育児・介護休業法の改正（深夜業制限）	
1998（平成 10）			・男女共同参画懇話会「男女共同参画プランなごや後期重点課題」提言
1999（平成 11）		・男女共同参画社会基本法公布、施行	・男女共同参画プランなごや後期重点課題策定 ・男女共同参画懇話会「男女共同参画推進センター（仮称）設置について」提言
2000（平成 12）	・女性 2000 年会議（ニューヨーク）「政治宣言」「成果文書」採択	・男女共同参画基本計画策定 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）公布、施行	・室を総務局に移管、室名を「男女共同参画推進室」に変更 ・女性 2000 年会議に合わせた女性海外派遣団派遣 ・男女共同参画懇話会「新男女共同参画プランなごや（仮称）への提言」 ・「名古屋新世紀計画 2010」策定
2001（平成 13）		・内閣府に「男女共同参画局」設置 ・内閣府に「男女共同参画会議」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布	・「男女共同参画プランなごや 21」策定
2002（平成 14）			・「男女平等参画推進なごや条例」公布、施行 ・室名を「男女平等参画推進室」に、「男女共同参画推進協議会」を「男女平等参画推進協議会」に、「男女共同参画推進会議」を「男女平等参画推進会議」に改称 ・「男女平等参画苦情処理委員」設置 ・「男女平等参画審議会」設置
2003（平成 15）		・次世代育成支援対策推進法公布、施行 ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・女子差別撤廃条約実施状況第 4 回・5 回報告の審議	・「男女平等参画推進センター（つながれっと NAGOYA）」開館
2004（平成 16）		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」告示 ・育児・介護休業法改正（育児・介護取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設）	・第 1 期名古屋市男女平等参画審議会「男女平等参画先進都市をめざして」答申
2005（平成 17）	・「第 49 回国連婦人の地位委員会（北京+10）」開催	・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定	・「名古屋市男女平等参画審議会答申事項達成状況進行管理票」作成
2006（平成 18）		・男女雇用機会均等法改正（間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止）	・「男女平等参画の視点からの公的広報物ガイドライン」作成

年	世界	日本	名古屋市
2007（平成 19）		・パートタイム労働法改正（均衡の取れた処遇の確保の促進） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・名古屋市配偶者暴力相談センター業務開始
2008（平成 20）		・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」	
2009（平成 21）		・育児・介護休業法改正（短時間勤務制度、所定外労働の免除の義務化等）	・第 3 期名古屋市男女平等参画審議会『男女共同参画プランなごや 21』に基づく取り組みの評価と新プランに向けた基本的方向性について」答申 ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
2010（平成 22）	・「第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）」開催	・「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定	・第 4 期名古屋市男女平等参画審議会『新男女平等参画プラン』（仮称）の策定に向けて」答申 ・「名古屋市中期戦略ビジョン」策定
2011（平成 23）	・UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）正式発足		・「名古屋市男女平等参画基本計画 2015」策定
2012（平成 24）	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 2 次）」策定
2013（平成 25）		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護（等）に関する法律の一部を改正する法律」公布	
2014（平成 26）	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改訂 2014（『女性が輝く社会』の実現）が掲げられる）	・男女平等参画推進センター（つながれっと NAGOYA）が女性会館に移転、共通愛称「イーブルなごや」として開館 ・「名古屋市総合計画 2018」策定
2015（平成 27）	・「第 59 回国連婦人の地位委員会（北京+20）」開催 ・UN Women 日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 ・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定	・第 7 期名古屋市男女平等参画審議会「次期『男女平等参画基本計画』の策定に向けて」答申
2016（平成 28）		・育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法改正（妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置義務化）	・「名古屋市男女平等参画基本計画 2020」策定 ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 3 次）」策定
2017（平成 29）		・刑法等改正（性犯罪の厳罰化等） ・育児・介護休業法改正（育児休業期間の延長）	・イコールなごやを女性活躍推進法に基づく“協議会”に位置付け ・名古屋モデルの合意・運用開始
2018（平成 30）		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布	

年	世界	日本	名古屋市
2019（令和元）	・「第5回国際女性会議 WAW!」／ 「W20（Women20）」日本開催	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護（等）に関する法律の一部を改正する法律」公布	・「名古屋市総合計画 2023」策定
2020（令和2）		・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	・室をスポーツ市民局に移管 ・第9期名古屋市男女平等参画審議会「次期『男女平等参画基本計画』の策定に向けて」答申
2021（令和3）			・「名古屋市男女平等参画基本計画 2025」策定 ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」策定

名古屋市男女平等参画基本計画 2025

令和3年3月

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室

電 話 (052) 972-2234

F A X (052) 972-4206

電子メール a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

